

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 4 ) ( 27. 2 定 )</b>			
日 時	平成 2 7 年 6 月 3 0 日 ( 火 )	開 議	午後 1 時 0 8 分
		散 会	午後 9 時 1 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤委員長、山田副委員長、秋元・安齋・高野・中村（吉宏）・濱本・中村（誠吾）・小貫各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野委員、中村吉宏委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村岩雄委員が安齋委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、新谷委員が高野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、民主党、新風小樽、自民党、公明党の順といたします。

共産党。

---

○高野委員

◎周産期医療について

周産期医療について質問したいと思います。

周産期医療は子育てにも関係していると思いますけれども、所管が保健所から福祉部子育て支援課になった理由を詳しくお答えください。

○（福祉）主幹

周産期医療の所管の変更につきましては、本会議で市長からも答弁しているところでございますが、子育て支援と多くかかっているところなので、福祉部内に子育て支援と周産期の両方の業務を行う職員を配置したものでございます。このたび、子育て支援に係る制度の改正もございましたので、子育てという一連の流れの中で、周産期もあわせて担当するようになったものです。

○高野委員

保健所から周産期医療についての引継ぎ等で時間がとられてしまい、医師確保に向けて具体的な行動ができなくなっているのではと少し疑問を持ちます。経過がわかっている保健所で対応し、福祉部に移動しなくても、周産期医療に対して保健所内で人事を配置するとか、そういう考えなどはなかったのでしょうか。

○（福祉）主幹

人事異動のことにつきましては、保健所に専門職を増員するという考えではなかったのかと思いますが、それにつきましては、ちょっと私のほうでは詳しくお答えすることはできません。業務が停滞しているということですが、6月に配属されまして、まだ御挨拶程度の情報収集しかできていないというのは現状でございます。ただ、保健所からも随時、情報提供、業務の引継ぎ等を受けながら進めてまいりますので、今後はもう少し具体的に情報収集ですとか、関係機関の訪問はできるかと考えております。

○高野委員

情報収集をしてこれからに向けてということだったのですけれども、具体的に日程といいますか、いつまでに他都市の例とかもいろいろ情報収集して、具体的にここまでやったら次は、来月にはこういうふうに進めるとか、そういう具体的な日程というのは決まっているのでしょうか。

○（福祉）主幹

現段階で明確な日程等、スケジュールは決まっておりません。ですが、北海道への要請を早急に行うということが必要でありますので、それも含めて関係機関から情報を収集している段階でございます。

○高野委員

小樽市以外でも、道内で分娩受付ができなくなって困っている地域といいますか、そこは把握しているのでは

うか。

○（福祉）主幹

深川市の市立病院では、平成27年4月から分娩を中止しています。また、遠軽町の病院でも、27年10月から常勤医が1名になるということで、医師の募集をしているなど、小樽市に限らず、産婦人科医師の不足の影響は出ているものと考えております。

○高野委員

この小樽協会病院のことは、小樽だけではなくて、後志管内にかかわる問題だと思うのです。余市町や仁木町、積丹町、赤井川村、古平町、5町村から独自で医師確保に向けての取組ですとか又は運動ですとか、そういったことは小樽にも要望があったり、そういうことの取組などは聞いたりしているのでしょうか。

○（福祉）主幹

最近の5町村の医師確保、要望等についての動きは承知しておりません、申しわけございません。

ただ、新聞等の報道によりますと、余市町などの管内自治体の議会におきまして、小樽・後志地域における周産期医療体制を守る要望意見書というものの提出が可決されたということですので、各自治体におきましても、周産期医療の確保については、危機感を持って行動されているものと考えます。

○高野委員

ぜひ小樽でも積極的に取り組まなければいけないと思うのですけれども、私が調べた中で、都道府県別での分娩施設の資料を見ますと、人口10万人に対し、産科医師の数では、一番低いのが茨城県4.8人、次に低いのが福島県の5人、その中でも北海道は4番目に低い5.9人で、一番多いのが東京都と沖縄県の11.1人、2番目に多いのが島根県10.1人という、こういうデータがありました。このことから北海道の産科医師が少ないということがわかったのですけれども、道内で医師確保に向けて募集するのはもちろん必要だとは思いますが、道内だけではなく、道外でも医師確保に向けた検討や取組をしなければ、医師確保ということに関しては本当に難しいのではないのかと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○（福祉）主幹

医師確保の方法としましては、全国的なものでは、厚生労働省が日本医師会へ委託している女性医師に限定したドクターバンクというものがございます。そのほかでは、民間の医師の就職サイトというものがございます。

○高野委員

今も御答弁があったのですけれども、情報収集ですとか、協会病院と連携して行うというお話はあったのですが、協会病院と話し合っただけではなくて、受動的ではなく能動的に小樽市としてもしっかりと行動し、考えるべき問題だと思っているのです。

私は、一般質問でも、再質問で横須賀市のいのちの基金の話をしたのですけれども、小樽のホームページに載せています小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金のようなふるさと納税を導入し、産科医師確保やより医療環境を整える基金を立ち上げれば、市内だけではなく、全国的に基金が集まったり、またそういう話題になれば、医師確保につながることもなるかと思ったのです。横須賀市のいのちの基金を参考にするというのはいかがでしょうか。

○（福祉）主幹

周産期医療体制の維持に向けた支援につきましては、いろいろな方法があると考えておりますので、委員のおっしゃられた基金につきましても、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○高野委員

ぜひいろいろな情報を、ほかの地域でも積極的に取り組んでいることを参考にしながら行っていただきたいのですけれども、小樽協会病院は以前産科医師が2人やめるということだったと思うのですが、2人のうち1人が残っ

てくれるということになりまして、今、3人いて、でも4人いなければ分娩の受付ができないということで、分娩の受付は今後できませんという発表が協会病院からもあったと思うのですけれども、何とかその3人体制でも分娩受付を、難しい、リスクが高いような分娩ではなくても、普通分娩、正常分娩の受入れは何とかできないのかなというふうに思ったりはしたのです。

全国的に産科医師が不足しているという問題はあるとは思っています。石川県では、産科医師の負担を減らそうということで、内科や小児科、それに産婦人科などの分野で経験を積み、幅広く診察ができる家庭医と呼ばれる医師をもって、その家庭医に一部の妊婦健診と出産を任せている、4年ぐらい前からそういう取組をして、もちろん高齢出産やリスクが高い出産は産科医師が行って、家庭医と産科医師の連携を行いながら、産科医師の負担を減らしたり、産科医師が不足しているところを補うという、今、こういう取組をしているところもあるのですが、3人医師がいて、それで助産師もいる中で、何とか今の状態でも普通分娩などの受入れということではできないのかどうかというお話とかはどうなのでしょう。

#### ○（福祉）主幹

委員のおっしゃいました石川県の取組につきましては、インターネットの記事で確認させていただいたのですが、この中で妊婦の容体によって家庭医から産科医師に引き継ぐなどして、連携して業務を進められているということで、産科医師の方の負担は軽減しているようではございますけれども、厚生労働省では、一つの好事例として見るが、まだ実例が少ないと思うので検証していく必要があるというふうにコメントしておりますので、委員のおっしゃるような産婦人科医師の負担を軽減する方法につきましても、今後、参考とさせていただきたいと思えます。

#### ○委員長

今、参考にしてということでしたが、普通分娩だけでもそういう3人体制でどうかということについては、どうなのですか。

#### ○福祉部長

実際の分娩は協会病院が行っているところでございますので、こうした取組は恐らく協会病院も承知しているかとは思いますが、今後また話をさせていただく中で、こうした話題もまた出しながら議論をさせていただきたいと考えているところでございます。今の段階で、これができるとかできないとかというのは、お話しできる段階ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

#### ○高野委員

本当に出産というのは命にかかわることですし、この1か月間に周産期医療を守る署名もすごい数が集まっています。これは、本当に小樽市民の中でも切実な願いだと思っておりますよね。なので、一刻も早くそういう取組を実現して、安心して小樽で産めるようにしていかなければいけないと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

#### ◎公園について

次に、公園についての質問に移りたいと思います。

一般質問で、身近に公園の整備や遊び場などをつくる必要性について質問し、答弁では、市の管理公園以外にも児童遊園が53か所あって、町会等の要望に対応しますという答弁があったと思うのですが、どのように町会等からの要望に対し、対応するのでしょうか。

#### ○（建設）公園緑地課長

児童遊園につきましては、基本的に町会に維持・管理を任せている場所になっておりますので、町会からその場所について要望、希望があれば、それについて市の規則で助成金も出していますので、その予算の範囲内で助成して、いろいろ協力したりというふうなことで考えております。

○高野委員

町会の方も高齢化する中で、53か所のこういう遊具を点検したり管理するのは難しいのではないかと思いますので、そこら辺はいかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

確かに委員のおっしゃるとおり、児童遊園の遊具につきましては、設置から相当数年数のたっているところもありまして、大分老朽化している箇所もあります。基本的にその遊具については、町会に維持・管理していただいておりますが、一方では、子供の数が減っているということもあり、町会でもその児童遊園の利用者数が減っているということもありまして、危険なので撤去してくれないかという要望も最近は多くなっております。そういう場合、撤去であれば、市の直営班がいますので、その範囲内で撤去できるものについては撤去するというようなことで対応しております。

○高野委員

危ないから撤去するというようなことですが、修理したりとか、そういうことはしないのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

修理につきましては、先ほども少し述べさせてもらいましたけれども、小樽市児童遊園設置奨励規則がありますので、その範囲で町会からここがちょっと悪いので修理したいよとかという要望があれば、その助成金の範囲内で助成をして、修理は行っております。

○高野委員

助成金の範囲内というお話だったのですけれども、助成金も半分ですよ。その中で、どこまでできるのかというのがわからないのですが、市が町会に任せるだけではなく、町会できちんと点検しているのか市が確認したり又は本当に町会が自分たちで管理するのが難しいというのであれば、市も援助に入ったりとか、そういうことは考えていないのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

基本的に児童遊園というのは町会に維持・管理を任せているので、直接市が入ってどうのこうのということは今のところは考えていませんけれども、もし町会から現地を見て相談に乗ってくれということであれば、今も相談に乗ったり、ここをこうしたらいいのではないですかというようなアドバイスはしているつもりであります。

○高野委員

町会に任せているという話もあったのですけれども、本当に大変で困っているということで町会からお話ができれば、積極的に援助に入ったりするべきではないのかと私は思います。

室内公園のことなのですけれども、室内公園の設置を、つくっていただきたい、いかがですかという話はしていたと思うのですが、なえば公園の自然館や手宮公園の緑の相談所にも私は入って中を拝見したのですけれども、大きい遊具がなくても、小さい複合遊具とかは設置できないのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

確かに委員のおっしゃるとおり、小樽市で管理している建物としては、なえば公園の森の自然館と手宮公園の緑の相談所、2か所がございます。この2か所を設置した目的というのが、自然生態観察・展示を行うための施設ということで当初つくられております。スペースの関係等もございますけれども、設置した当初の目的に沿うような形で何かできないかなというのは、検討していきたいというふうには考えております。

○高野委員

場所が狭くて厳しいというのであれば、スプリング遊具などを設置したりとか、そういうことも考えられるのではないかなと思います。

一般質問のときに、小樽市の総合計画を見たりしても、小樽市では全体的にやはり街区公園などが少なく、増や

さなければいけないのではないですかということに対しては、明確な答弁がなかったのではないかと思ったのですが、そこら辺を具体的に話してほしいと思います。

○（建設）公園緑地課長

街区公園についての御質問ですけれども、街区公園ということで、設置範囲が約250メートルの半径で1か所ぐらいということなのですが、中心市街地においてはそういったスペースがないということで、なかなか設置が難しいということで判断しております。そのかわり、今ある公園施設の充実というのですか、遊具を更新したりですとか、多目的トイレを設置したりとか、そういうことに重点を置いて、今、整備をしているところでございます。

○高野委員

今、そのお話があったのですけれども、答弁でもいろいろ遊べるところも研究していきたいということがあったのですが、遊ぶところを、遊び場の研究というのも大事だと思うのですけれども、やはり身近に子供たちが遊べるところを確保するというところは、本当に重要ではないのかなというふうには思っていますので、ぜひそこも検討していただきたいと思ひまして、私からの発言は終わらせていただきます。

○小貫委員

◎ドクターバンクについて

毎日のように悪いのですけれども、今の高野委員の質問の中で、一つだけ確認させていただきたいのですが、厚生労働省のドクターバンクの問題が紹介されていましたが、これの現在の登録者数とか、北海道の医師の登録者数とか、活用状況とか、もう少し実態を説明していただけますか。

○（福祉）主幹

申しわけございません。詳しい内容については承知しておりません。

○小貫委員

資料を後で下さい。済みません。

◎マイナンバー制度について

それで、個人番号カード交付事業ということで、付託案件の議案第2号についてです。

マイナンバー制度と呼ばれている制度ですけれども、今後のスケジュールについて説明してください。

○（総務）津田主幹

マイナンバー制度の導入スケジュールについて説明させていただきます。今年、平成27年10月に個人番号の付番がなされます。これは、全国民の住民票に個人番号が記載されるということになります。そして、あなたの個人番号は何番ですよという通知をするための通知カード、これが10月以降、全世帯に発送されます。それから、来年、28年1月なのですが、個人番号の利用が始まりまして、あと、個人番号カードの交付が開始されます。それから、再来年、29年1月なのですが、国の機関同士の情報連携が開始されまして、同じ29年7月から、そこに地方公共団体の機関も含めまして情報連携が開始されると、こういうスケジュールになっております。

○小貫委員

まず、10月に付番で住民票に記載されるということなのですが、必ず住民票に記載されるというもののなのか、記載してほしいという要望は受け付けられるのか、その辺はいかがなのでしょう。

○（総務）津田主幹

住民登録に基づいて付番されますので、住民票に載っている限り、必ず付番されるということになります。

○小貫委員

それと、情報交換という表現だったのですけれども、要は運用開始ということになると、この平成29年に開始になるという表現でよろしいのでしょうか。

○(総務)津田主幹

運用開始の定義にもよるのですが、平成29年の7月に地方公共団体の機関も情報連携のネットワークに加わるようになりますので、それによって本格稼働といいますか、番号制度が本格的に始まるという考えでいいかというふうに思います。

○小貫委員

そうすると、通常、地方公共団体というのは年度で動くものですから、こういう7月途中というのは非常に困るのではないのかなと思うのですが、その辺は何で7月という取決めになったか、これは国で決めたと思うのですが、それについてはいかがですか。

○(総務)津田主幹

国から示されたスケジュールがこうなっているということしか言えません。済みません。

○小貫委員

それで、10月から直ちに通知カードを送付するということですが、この通知カードが届かない世帯というのがあるのでしょうか、例えばDVの世帯などはひそかに暮らしているという部分があると思うので、そういう世帯にも届くのでしょうか。

○(総務)津田主幹

まず、通知カードは基本的に住民登録に基づいて送付されますので、住民登録上の住所に送るということになります。なので、住民基本台帳法に基づいて適正に住民登録がなされている限りは届くということになります。

DV被害者の方に関しましては、事前に手続きをすることによりまして、住民登録地以外の居所、居どころに送るなどの措置がとられる予定であります。

○小貫委員

例えば、住民票登録と実際住んでいるところが違うという方もいらっしゃいますよね。例えば、保護者と一緒に暮らしているという住民票登録なのだけれども、実は札幌でひとり暮らしをして長いことになるとか、そういうことはそれぞれの家族の責任で渡してくださいと、そういうことになるのでしょうか。

○(総務)津田主幹

基本的にはそういうことになります。

○小貫委員

それで、今度、平成28年1月から番号カードが交付されるということだったので、この利用範囲について説明してください。

○(総務)津田主幹

個人番号カードの利用範囲、カードの用途ということになるのかと思うのですが、まず、税金とか社会保障の手続きで、書類に個人番号を記載することが義務づけられるようになります。その際に、その個人番号が本当にその本人の番号であるかどうかの確認をする、それと書類に個人番号を書くときは必ず本人確認をあわせて行うことになっておりますので、個人番号カードは顔写真つきのICカードですから、個人番号カードを持っていれば、そのカードで番号の確認と本人確認が両方できるということになります。それから、個人番号カードには、公的個人認証、いわゆる電子証明書なのですが、それがセットされておりますので、例えば電子申告、e-Tax、公的個人認証、電子証明書を利用した、そういう行政手続に利用できるということになります。

○小貫委員

それで、例えば会社勤めの人で、源泉徴収のために経理の人に提出する書類に個人番号を書くことになると思うのですが、その辺はいかがですか。

○（総務）津田主幹

おっしゃるとおり、源泉徴収票作成手続のために、書類に個人番号を書いて会社に提出するという必要があります。

○小貫委員

そういうことになると、長期に終身雇用のようにひたすら同じところに勤めている方については、一つの事業所にしか個人番号は知らされないということになると思うのですが、転職をいっばいなさる方だとか、勤めた先がいわゆるあまりよろしくないところでというような場合、個人番号を書くことでのやはりリスクがあると思うのですが、それについてはどうお考えですか。

○（総務）津田主幹

事業所においても、個人番号の管理に関しましては、例えば民間事業所においても、個人番号を含む個人情報、その利用ですとか提供の制限、安全管理措置というのは当然事業所にも保護措置が義務づけられておりますし、国の監視機関である特定個人情報保護委員会というのがあるのですが、国の第三者機関なのですが、その監督・監視下に置かれるということもありますし、番号法に違反した場合は、個人情報の類似規定よりも重い罰則が科せられるというような措置が法的に講じられているところであります。

○小貫委員

罰則があれば犯罪が起きないのだったら、これほど楽な話はないので、そう思います。

それで、来年の 1 月ということで交付が始まるのですが、市内の事業所では、このマイナンバーに対応するために、いろいろなシステムを変えていかなければならないと思うのですが、これについてはいかがですか。

○（総務）津田主幹

事業所によっては、システムの改修などが必要になる場合もあると考えられます。

○小貫委員

それは、要は従業員の人数が多い場合ということだと思うのですが、それでいいですか。

○（総務）津田主幹

事業所のシステムといいますか、システムを導入しているかどうか、規模がどうか、あるいはシステムを導入しないで紙台帳を使っているかどうかという、各事業所の事情によると思います。

○小貫委員

それで、先ほど言ったように、やはり番号の流出の危険性があると思うのですが、個人が番号カードの個人情報の流出を心配して、番号カードを申請しないと、そういう選択肢というのはとれるのでしょうか。

○（総務）津田主幹

個人番号カードの交付申請につきましては、交付申請自体が任意ということになっております。

（「任意、とり得るとのことですよね。そういう選択肢をとれるということですよ」と呼ぶ者あり）

そういうことになります。

○小貫委員

それで、この法律の第 18 条第 1 号について、説明していただけますか。

○（総務）津田主幹

番号法第 18 条第 1 号は、個人番号カードの利用について、市町村が条例で定めるものについて、独自に利用できるという趣旨の規定でございます。

○小貫委員

利用が拡大すればするほど、個人情報流出の危険があると私は考えていまして、そういう面でこの第 18 条第 1 号



の独自の事務について利用することを考えているのか、その辺はいかがですか。

○（総務）津田主幹

本市といたしましては、現時点では考えておりません。

○小貫委員

現時点ではということでしたけれども、やはり私たちとしては不安が残るので、拡大をすべきではないという意見だけは述べさせていただきたいと思います。

次に、導入後の番号制度、これを運営していくということだけでも、自治体としてそれなりの経費がかかると思うのですが、この経費の負担について、国の一定の負担割合があるのか、年間、小樽市として維持費はどのぐらいになると考えているのか、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）津田主幹

マイナンバー制度の導入後、新たに来年度以降、継続的に発生してくる経費として、今時点で明らかになっているものなのですが、二つありまして、まず、情報連携のために整備される中間サーバ、これの運用保守に係る経費がまず一つ目です。それから、通知カード、個人番号カードの交付に係る経費があります。いずれも地方公共団体情報システム機構に事務を委任しておりまして、この機構に対して交付金として経費を支出するという形になっております。

それで、はっきりした数字はまだ示されていなくて、現時点で参考として示されている概算額なのですが、平成28年度につきましては、まず、中間サーバの運用経費、これにつきましては244万5,000円、これは国からは地方財政措置、地方交付税ということになると思うのですが、これが措置されるということになっております。もう一つ、通知カード、個人番号カードの交付経費なのですが、これは28年度の経費としましては962万8,000円、これは国からは国庫補助10分の10と示されております。

○小貫委員

まず、その中間サーバの運用保守ということなのですが、中間サーバというのはどういう形で設置されるふうになるのでしょうか。

○（総務）津田主幹

中間サーバは、先ほど冒頭で行政機関同士の情報連携をするという話をしたのですが、システム的にネットワーク化して情報連携するのですが、お互いに相手のシステムに入り込むということではできないものですから、間にサーバ、それが中間サーバなのですが、中間サーバを1個置いて、そこに各個人情報の複本を置きまして、そこに必要な情報をとりに行くというようなシステムなのですが、そのシステムの設置を、これも国主導で、地方公共団体情報システム機構というところで整備を行っております。

（「中間サーバは幾つですか」と呼ぶ者あり）

これは、各市町村ごとに一つずつ用意されます。

○小貫委員

それで、その運用保守のほうは地方交付税措置で、番号カードの交付の経費のほうは補助金だということなのですが、この交付の経費のほうで、それは小樽市としてこれだけ交付しましたよというのを申請して、そのとおり来るというシステムなのでしょうか、その辺のシステムはどのような形なのでしょうか。

○（総務）津田主幹

通知カード、個人番号カードの交付経費につきましては、まず、この示されている金額は、基本的には国の予算、全国予算に占める全国の人口に対する小樽市の人口の割合を乗じたもので計算されております。これは、仮交付的な額なのですが、実際にはその年度末に交付実績によって数字が変わりますので、年度末に実際の数字が確定するということになります。

○小貫委員

そうすると、この平成28年度の962万8,000円は、何人分なのでしょうか。

○(総務)津田主幹

何人分といいますか、全国の人口分の小樽市の人口の割合で計算された金額になります。

(「交付カードをこれだけ交付したら960万円ということは、割り返したら何人分ですよ」と呼ぶ者あり)

済みません、人数の割合は出していないのですけれども、カード交付1枚当たりの経費とそれ以外に、カード交付に関しては、事務経費ですとか、あと、コールセンターの経費なども含まれていますので、枚数による割り返しはしていません。

○小貫委員

いや、さっき10分の10来るとしたことなのだけれども、その計算がないと、本当に10分の10来たかという検証がとれないのではないかなと思って今聞いたのですが、どうやってそれは検証していく予定なのでしょう。

○(総務)津田主幹

10分の10、実際にはこの仮交付額はかなり大きく見積もられているかと思うのです。実際には年度末のその交付実績によるので、この金額を上回るかどうかというのは、何とも今、算定しておりません。

○小貫委員

算定はしていないということでわかりましたけれども、ただ、二つ合わせて約3,500万円前後のお金がかかるということなのですが、昨日も言ったのですけれども、結局、地方交付税の措置だという、この厄介な財源措置というのが当てにならないと私ははっきり言えば思うわけであって、この財源の根拠として、本当にしているのかというのが、その辺はどうなのでしょう。

○(総務)津田主幹

国からは、措置を講じるというふうに示されているので、ひとまず信じるしかないというふうと考えております。

○小貫委員

いや、委員会審議としては、非常にざっくりばらんな審議だなと思ってはいますが、わかりました。

それで、6月1日に、日本年金機構が個人情報の流出というのを発表しました。今も大きな問題になっていますけれども、この番号制度はやはり税金や社会保険料などの徴収強化、それと社会保障などの給付の抑制を狙うというものと私たちは考えています。それで、一たび流出すれば、はかり知れない被害を招く欠陥の制度だと思うのですが、小樽市に聞いたところで仕方がないので、中止すべきだと私は思うのですが、これについて見解を示してください。

○(総務)津田主幹

マイナンバー制度は、御存じのとおり、番号法、法律によって全国的に導入が進められておりますので、小樽市としましても、法の定めに従って導入準備を進めていくということになります。

○小貫委員

それで、そのように中止を求めないという立場だということで理解しましたけれども、それならばやはり今起きている個人情報の流出ということの重大性からして、先ほど法律で決まっているから大丈夫なのだみたいな答弁もありましたが、そういうだけだったら私は不十分だなと思うので、行政としてどのようにこの情報の保護という対策というのをとっていくのか、その辺はいかがですか。

○(総務)津田主幹

今回の年金機構の個人情報の流出問題がありましたけれども、それを受けまして、国では今回の問題の原因の究明、それから再発防止策、その検討結果を受けて各種ガイドラインの見直しを行うと。そして、セキュリティ対策

を強化するというふうに言っていますので、この強化策が示されたら、必要な対策を講じていくことになっていくというふうに思っております。

○小貫委員

必要な対策というのは、それはシステムの改修とか、そういうことなのですか。

○（総務）津田主幹

今回、国のセキュリティ対策を強化するガイドラインの見直しを行う中に、どういう対策が含まれているのかによって、対応することになると思います。

○小貫委員

それで、先ほどの説明では、この番号カードを申請しないという選択肢もあるのだという答弁がありましたけれども、ところが今、政府で検討しているのはさらに、まだ制度も始まっていないのに、拡大しようではないかと、こういう動きまで出ているわけですね。拡大すればするだけ、やはりこの個人情報流出又はなりすましの被害、そういったのも懸念されるわけであって、こういった個人番号を持たないという選択をした人に対して、不利益がないように小樽市としても対応していくべきだと思うのですが、この辺についてはいかがですか。

○（総務）津田主幹

個人番号カードを持たない選択を行った場合の不利益ということについてだと思うのですが、現時点では特にカードを持たなかったからといって不利益をこうむるかということ、特にそういうことはないと考えております。

○小貫委員

今時点では不利益はないということなので、それは要は利用範囲が小樽市としても独自に拡大することは考えていないし、国のほうとしても今の枠内があるので、今時点では大丈夫だよというのが小樽市の考えだということだと思いますので、ぜひ、特にこの小樽市の独自の事務の拡大だとかということについて、今時点では検討していないということでしたけれども、今後も検討しないように、意見だけ述べさせていただきます、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

市長が入室されますので、少々お待ちください。

（市長入室）

民主党の質疑に移します。

---

○中村（誠吾）委員

私から、何点か質問をさせていただきます。

◎嘱託員の勤務条件等について

一つ目は、嘱託員の勤務条件に関しまして質問いたします。

今回任用された参与は、どのような業務につかせるのか、再度、説明を願いたいと思います。

○（総務）秘書課長

このたび任用した参与につきましては、市長直轄のアドバイザーとして、一般的には嘱託員として任用しているものでございます。

○中村（誠吾）委員

勤務は週何日で、勤務時間は何時出勤で何時退勤の1日何時間勤務になるのですか。

○（総務）秘書課長

参与の勤務条件につきましては、小樽市嘱託員就業規則に基づき、8時50分から15時30分まで、1日当たり5時間48分、1週当たり29時間の勤務条件となっております。

○中村（誠吾）委員

参与は嘱託員ということですが、市で任用する嘱託員は任用時に示されました勤務時間以外に勤務することができない、また、そう理解しておりますし、勤務時間の変更は可能なのか、この2点についてお聞きいたします。

○（総務）職員課長

まず、勤務時間以外の勤務ができるかということですが、就業規則では、時間外勤務の規定を行っておりませんので、時間外勤務はできないものと認識しております。

また、勤務時間の変更につきましては、勤務時間の変更はいわゆる任用条件の変更に当たるものでありますので、例えば今日は何時から何時まで、明日はまた違う時間で何時から何時までというような日々の変更というものは、できないものと考えております。

○中村（誠吾）委員

確認いたしますが、時間外はできない、当たり前ですね。また、勤務時間の変更は、任用条件の変更に当たり、日々できるようなものではないと私も思いますので、これもできないということで、確認をさせていただきますが、そうしますと勤務時間は限定的で、勤務時間外は庁内でも庁外でも業務に従事することはないということですね。これは、市長に確認させていただきたいと思います。

○市長

今、職員課長がおっしゃったとおりでございます。

○中村（誠吾）委員

それでは、今、部局から確認しましたが、就業規則でこの時間外勤務の規定を行っているわけではありませんが、できないということで、まずは認識いたします。

それでは次に、上司の権限ということでお聞きいたしますが、まず地方公務員法第32条の規定はどのようなになっているか御説明ください。

○（総務）職員課長

条文をそのまま読ませていただきますけれども、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と定められております。

○中村（誠吾）委員

この上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと、当然のように書いているわけですが、ただ、市長を含め上司の命令は絶対と言えるのかということなのです。そうは言えなくて、当然、上司が法令上又は事実上でできないことを命令したときには、その職務命令は無効であると思います。これは最高責任者の市長から御答弁願います。

○市長

今おっしゃった無理な、ですか、その枠組みが私の中で判断できませんので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○中村（誠吾）委員

それでは、もう一点ありまして、市長、上司の職務命令に重大かつ明白な瑕疵があるとき、これには部下は従う義務はないということは言うまでもないと思うのですが、御認識をお答えください。

○市長

瑕疵がある場合は、当然そうなると思います。

○中村（誠吾）委員

まどろっこしく聞きましたが、この上司の命令は絶対ではないということのこういう考え方があります。

それで、三つ目なのですが、参与の位置づけについて改めてお聞きいたします。一般論として、この上司の命令という観点で聞いたのですが、今回、任用されました参与は一般職の職員の上司に当たるでしょうか。

○（総務）秘書課長

一般職の職員の上司には当たりません。あくまで市長直轄のアドバイザーという位置づけでございます。

○中村（誠吾）委員

それでは、参与は職員の上司ではないために、職員に対し、直接指示をする権限はないということで考えてよいか、改めて確認させていただきたいのですが、市長、よろしくお聞きいたします。

○市長

今、秘書課長から答弁があったように、直接の上司には当たりませんが、それぞれの職員からアドバイスを求められた場合に、拒否することにおいては、何も妨げるものはないというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

私が聞きましたのは、アドバイスということは、それは普通の言葉でわかりますが、あくまで囑託員として権限はないということによろしいですね。

○市長

先ほどの答弁のとおりでございます。

○中村（誠吾）委員

参与が職務を行うに当たりまして、職員の打合せに入ることはあるのか、もし入るとしましたら、職員は上司でもない参与の意見をどのように扱えばよいか、このことについてお聞きしたいと思います。

○（総務）秘書課長

打合せに入ることはございます。基本的には、傍聴という形ではあります。ただし、先ほどの答弁にもありましたように、職員からの求めに応じてアドバイスを、アドバイスを求める、これに関しては拒むものではございません。

○中村（誠吾）委員

参考として扱えばいいのだというふうに理解させていただきます。

それで、市長は、今回の参与の職務については、先ほど秘書課長はアドバイザーと言いましたが、もうわかっていることでありますけれども、何遍か市長が答弁なさったとおり、行政の調整、そして住民、団体等との連携、連携調整という職務をさせるということを述べておられます。どのような立場、また権限を持たせて職務をさせるのか、お答え願いたいと思います。

○（総務）秘書課長

今、どのような立場や権限を持たせてアドバイスを与えるのかということの御質問でございますけれども、参与はあくまで指揮命令系統のラインではございませんので、権限はありません。立場も、市長直轄のアドバイザーという立場でアドバイスを行うということでございます。

○中村（誠吾）委員

これはもちろん仮の話になりますが、そのような職務を遂行させているときに、業務上何らかの事故が発生したり、市に損害を与えたときに、責任をとらせることができますか。これは市長にお答え願います。

○市長

さまざまナリスクマネジメントはしなければならぬと思いますけれども、今おっしゃっている事故の範囲がどのような範囲なのかは私自身は今理解できていないので、直接お答えすることは難しいかと思っております。

○中村（誠吾）委員

この市の管理職でもない立場で、権限もない参与に、調整権限を与えると言っているのです。ですから、今、どのような事故を想定するのかとおっしゃいましたけれども、それでは調整権限を与える法令の根拠とは何なのか、お答えください。

○総務部長

ただいま調整権限という言い方をされましたけれども、先ほど来申し上げましたとおり、権限は特にございませぬ。そういう意味では、法令に基づくものでは決してないということでありまして、調整については、いわゆるアドバイスを与え、それについての問い合わせであったり、それからアドバイスを求められたときにそういったアドバイスをさらにするとか、そういった意味を含めての調整ということでありまして、決して権限に基づくものではないということでございます。

○中村（誠吾）委員

守秘義務ということについてもお聞きいたしたいのですが、今回、任用された参与については、市職員退職後、建設業者に雇用されていたとのこと。このことについては間違いがございませんか。

○（総務）秘書課長

間違いはございません。

○中村（誠吾）委員

市長は、入札制度を改革するとして、担当職員を配置されたわけ。市の入札等に関する情報が、業界に漏れるおそれはないのですか。多くの事例が発生いたしますが、このことについて市長の認識をお述べください。

○市長

参与だからというわけではないですけれども、嘱託員も含めて、市役所職員には守秘義務があると私自身は思っておりますので、そういうことは基本的にあり得ないと考えております。

○中村（誠吾）委員

今、市長からも明確にありましたが、参与にもさまざまな職務を行う上で守秘義務はあると明確にお答えになったわけでありまして。それでは、この項の最後にいたしますけれども、参与を任用したことについての市長の見解を何点かいただきたいのですが、参与はあくまでも市長のアドバイザー的な位置づけとなるとおっしゃっていますし、そのように理解しました。市長は市民生活や市内経済を支え、さらに向上を図っていく市のトップとして、みずからの政策判断をもちろん発揮されていくわけなのですが、この今の質問でわかりましたとおり、責任を負えない、権限がないという、まして市長御自身の後援会の幹事長代行であった嘱託員の方に、税金、月額30万円という高額な報償を払われるわけ。適正であるとやはり今も思われていますか、市長。

○市長

その業務に対して、またその役割に対して、報酬というのは決まってくるものだというふうに思っておりますので、適正な金額であると判断しております。

（「大したもんだ」と呼ぶ者あり）

○中村（誠吾）委員

本会議等でも、多くの会派からも、質問が出ましたが、市長、市民感覚からすれば、到底理解が得られていないわけでありまして。そして、市長が常々おっしゃっていましたがらみのない市政に反するのではないかということをおっしゃっていただいているのですが、もう一度そこについて御答弁願いたい。

○市長

今の御質問に対しての趣旨が少しわからなかったのですけれども、しがらみがないという形で私自身は市政に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

(「それは変だぞ」と呼ぶ者あり)

○中村(誠吾)委員

私は、あえて市民感覚からすればということを私の立場から言いました。また、この質問に関しては、先ほど言いましたとおり、各会派の多くの方が質問いたしましたけれども、しがらみという問題ですね。どうも市長は問題がない、問題がないとおっしゃるばかりですので、このことについては、今後いろいろな時点で具体の件が出てくるとお思いますので、お聞きしていくことになるかと思います。

次に、私は、今、市民感覚ということをお聞きいたしますが、現在、小樽市においては、一般市長部局において、嘱託員の方というのは何名ほどいらっしゃいますか。

○(総務)職員課長

4月1日現在の数字になりますけれども、水道局、病院局を除く嘱託員の数につきましては、457人となっております。

○中村(誠吾)委員

嘱託員の方が私たちの市民サービスのために多く働いていただいている。事前に資料を要求いたしました。医師を除きました一般市長部局の月額報酬のあり方でありまして、これについて、この30万円台という、30万円が31万円か二十七、八万円はありますけれども、これらのランクにいらっしゃる方たちというのは、どのような方たちですか。

○(総務)職員課長

現在、在職する中では、外国語指導助手の方が2人おりまして、1人は30万円、もう一人の方は28万円となっております。また、文学館の館長は23万4,600円、美術館の館長は21万7,800円となっております。

○中村(誠吾)委員

そのような学識やいろいろな知識、経験を持たれている方の報酬はわかりましたが、一般の多くの窓口やいろいろなところで携わっている方たち、この方たちの報酬というのは、私は、ほぼ10万円台から20万円台だと理解しておりますが、それは間違いございませんか。

○(総務)職員課長

はい、そのとおりです。

○中村(誠吾)委員

市長にお聞きいたします。ワーキングプア、官製ワーキングプアということが社会で問題になっております。働き方として望まれる方もいますが、多くの方が非正規職員という形で、望まない形で働いています。この方たちの心配、この方たちへの思いは市長も確かに述べられました。このワーキングプア、そしてこの市長がお雇いになっている膝元に官製ワーキングプアと呼ばれる方たちがいるという認識はございますか。

○市長

ワーキングプアという概念については、私なりに把握をしているつもりでございます。現在、市役所の下で働かされている方々が、全ての方がそのように認識されているかどうかはわかりませんが、おっしゃるように、今後において嘱託員であったりとか、一般的に言うフリーターであったりとか、そういうような状態ではなくて、お一人お一人が正職員としてお勤めになり、安定的な生活を送っていただくことが大切であるというふうに認識しております。

○中村(誠吾)委員

私、先ほど市民感覚からということも申し上げたのですが、地方公務員法第3条第3項第3号ですね。そして、もっとざっくりばらんに言いますと、4分の3職員という、非常に差別的な言い方をされているわけですよ。望んでいるか望んでいないかでなく、公共サービス、公務に携わっていらっしゃる方が、同じ業務をほぼしながら、そし

て4分の3というレッテルを張られながら働いている、そういう現状があるときに、このように私は仲間から言われたのです、今回のこの参与の30万円の報酬というのはわからない、どうしてなのかと。このALTというのですか、外国語指導助手、この方に関しては、私たちが調べましたところ、北海道の国際事業、JETプログラムというのだそうではありますが、ここに申し込む形で、外国語の指導をしてくれる派遣の方たちが地方自治体等の団体に行かれるということなのです。それで、道から聞きましたところ、これらの方に関しては、もちろん居宅やそういうものがないところに、例えが悪いのですけれども、道北のまちに行くとか、そういうことも含めて初年度は年間336万円とお聞きしました。そして、2年目から360万円となりますが、何度も聞きますけれども、どうしてこの方が、参与と同じ位置づけになるのかわからないのであります。もう一度この根拠についてお聞かせください。

**○総務部長**

以前に述べましたことの繰り返しになるかもしれませんが、日額1万5,000円という金額、これを一応頭に入れまして、勤務日数20日を掛けると30万円ということと、それからそのALTという職であります、30万円という金額があるということから、これでいけるのではないかというふうに捉まえて設定をしたというところでございます。

**○委員長**

質問の趣旨にかみ合っていないと思いますが、明確な答弁をお願いしたいと思います。

**○総務部長**

私が現時点でお答えできるのは、これまでのところでございます。

**○中村（誠吾）委員**

いや、ですから額ありきなのですよね。私はそのことを明白に言っているだけなのですよ。無理やりにこのALTと説明されたではないですか。ですから、私は聞いただけです。額ありきなのですよねということで、どのようにお考えになりますか。

**○市長**

私自身、この参与の職をお願いするに当たり、今後において大変重い公約をたくさん抱えております。それを実現に至らせなければならぬ、その役割の一部を補完していただくとか担っていただくという思いもありまして、大変そういう意味でも重い役割を果たさなければならないということもありまして、金額設定をいろいろと想定させていただいたところではございます。今おっしゃった具体的な根拠という枠組みには当たらないかもしれませんが、私としてはその役割の重みをしっかりと踏まえて仕事をしていただきたい、そのことを前提として設定をさせていただいたということではございます。

**○委員長**

30万円の額が初めにあったのではないかと、ありきなのではないかとという質問なのです。ALTは参考にならないということ。根拠を示していただきたいという質問です。

**○市長**

答弁の繰り返しになるかもしれませんが、今、総務部長からもお話しさせていただいたように、1日1万5,000円、それを年間二百四十何がしの日を12で割った日数、20から21日、これを掛けて計算させていただいたということになります。

(発言する者あり)

**○中村（誠吾）委員**

今、ざわついておりますように、私としては、やはり無理であると。そういうふうに理解するのです。最初にALTとおっしゃったのは、そちらからなのです。その根拠は説明できませんということになっているわけですから、これについては、ここでいくら聞かしても、今、市長は非常に重大な判断のアドバイスをいただく方なのだとい



うことを次もおっしゃられるでしょうから、まず、このことに関して、いずれかのしかるべきときに、もう一度きちんと説明をしていただくしかないと思います。今、答えられませんよね。

使用者責任、採用者責任があるわけですよ。そして、何度も言いますように、市長はそのように考えていないとおっしゃいましたけれども、市民感覚からずれているわけですよ。それで私は聞いたのでありまして、あなたの責任がどうこう、市長の責任がどうこうでなく、市民から全く理解されないと言っているのですよ。ですから、そのことに関して、今、私はここでこの議事をとめるつもりはありません。ありませんけれども、このことに関しては、今日答えられなかったということも含めて、今後、私はお聞きいたしますので、答弁を用意していただきたいと思っています。

それで、この問題に関しては、もう一度言いますが、市民サービスを行うに当たって、多くの職員が嘱託員として働いています。そこにまずは報酬差別を入れてしまったのです。何かといいますと、嘱託員の多くが、市長の一存でこんなに報酬というのは変わってしまうのかということなのです。報酬が一存でね。これについても、私はあり得ないことだと思っていますし、もう一つは、あえて申し上げますが、このワーキングプア、官製ワーキングプアという形の中で、だから聞いたのであります。多くの方たちが少しでも生活の足しになればと思って必死に働いているわけですから、どうか嘱託員全体の報酬の底上げ、見直しということに関しても、その見解というよりも、そういう立場にいていただけますか。

#### ○市長

ワーキングプアのお話からそのようなお話が出てきているかと思います。財政状況がまだ、私自身も、今、一生懸命把握をしている状況ではありますが、将来的なことをいろいろ想定しますと、安定的な状態ではない事実はございますが、おっしゃるように、現在の嘱託員の仕事を私自身も改めて確認させていただきながら、必要に応じてやるべきことはやっていくでしょうし、市役所の中における嘱託員の待遇の問題だけではなく、やはりそういう制度が国の中でこのように認められている状態ですから、今後においてそのワーキングプアが生まれないようにするために、国に対してそういうものをしっかりと要望し、働きかけていくということが大切だというふうに思っております。

#### ○中村（誠吾）委員

この嘱託員の勤務条件等に関する質問は、これで終わります。

#### ◎省エネルギー・新エネルギーについて

次に、省エネルギー・新エネルギーの問題についてお聞きいたします。

北海道には、原発は過渡的エネルギーと位置づけた北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例があります。小樽市における省エネ・新エネ政策の担当部局はどちらでしょうか、改めてお聞きいたします。

#### ○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

新エネルギー等の担当部署につきましては、総合的な窓口ということで、総務部企画政策室ということになっております。ただ、案件の内容によっては、各関係部署と適宜、協議、調整をしながら行っているところであります。

#### ○中村（誠吾）委員

自然エネルギーの活用でありますとか環境への負荷の軽減、地球温暖化防止などということは、もう論拠にいとまがないわけではありますが、今後のエネルギー問題をどう考えていくのかという位置づけ、これは市長も脱原発社会を目指すということをおっしゃっていますし、多くのこの議論の中でも、電気料金が高くなる、それも大変なことですし、電気は必要なものであります。ですから、今後のエネルギー問題をどう考えていくのかという観点からは、小樽市総合計画の中になかなか見えてこないところがありますが、どのように考えていらっしゃいますか。

#### ○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

今の総合計画の位置づけということにつきましては、環境保全という観点で、温暖化防止行動の普及推進とか、

あとは再生可能エネルギー等の導入普及促進に向けた検討をするという形では、位置づけられています。

○中村（誠吾）委員

2011年3月11日以降、小樽市民もエネルギー政策に関する考えは大きく変わってきたと考えます。今後、小樽市で省エネや新エネ政策について議論をする場が必要だと思いますが、いかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

エネルギー政策につきましては、なかなか一自治体で判断するのが難しいというのがあります。それで、国ですとか道とかの政策の動向を今後、見据える必要がありますので、その動向などについては、庁内で情報提供を行いながら、機会を見つけて庁内議論ができるような体制は整えていきたいというふうには思っております。

○中村（誠吾）委員

小樽市内での太陽光発電の設置状況というのは、確認していらっしゃいますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

市内の太陽光発電の設置状況につきましては、北海道電力から聞き取りをしております、平成27年3月現在で、設置件数は293ということで、前年同月に比べますと、2割ほど増加しているという状況でございます。

○中村（誠吾）委員

民主党としましても、この間、中松市長時代から、公的な施設の建設時においても、太陽光発電について意見はさせていただいております。それで、それにつれても小樽における太陽光発電というものの現状が、寂しい状況だなと理解しているのですが、小樽における太陽光発電の可能性、また、逆に言いますと、何が限界にあると思われませんか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

市内における可能性と限界ということですが、確かに、今、太陽光発電につきましては、設置数が増加しているということです。ただ、小樽市は降雪、積雪が非常に多い地域であるという自然条件もありますし、また、平たん地がやはり少ないという部分では、大規模な施設がなかなか設置しづらいというような地形状況があります。それと、今、国のほうで、新エネルギーの全体において、太陽光発電の偏重といいますか、偏った状態があるので、これを是正していかなければならないというような方向も出ているものですから、この辺の動向を踏まえて、今後、可能性と限界については、考えていかなければならない問題だということでは認識しております。

○中村（誠吾）委員

個人情報扱いのももちろんあるのですが、多くのこの地球環境を願う方たちも含めまして、みずから設備に初期投資をして太陽光発電をやっているわけです。それで、個人情報もあります。ですから、この間、あまりこの太陽光発電を含めて議論が不足していますし、具体的に成果が少ないと思っているものですから、今後、調査ということはわかりますけれども、調査をしつつも具体の方向で進まれる、それらの案について示されることを私としては願いますので、そのことについてもお願いして、私からの本日の質問を終わります。

○委員長

民主党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 35 分

再開 午後 2 時 55 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

新風小樽。

○安齋委員

まず、カジノについて、2問だけ質問させていただきます。その後、参与についてさせていただきます。

◎カジノについて

今回、カジノについて質問させていただきますのは、うちの会派ごとではありますけれども、経済常任委員長ということで経済常任委員会で質問ができないということもありますので、この点に関して請願も提出されるということですので、2点だけ確認をさせていただきたいということで質問させていただきます。

請願が出ておりますけれども、中松前市長が選挙前に、もし再選しても誘致活動はしないということを明言されて、そしてさらにカジノ反対の森井市長が当選、そして就任した時点で、既にカジノ問題といえますか、そういった誘致の部分は終わっているというふうには私は判断しております。ただ、請願が出ているということで、私としては、なぜカジノを誘致しない市長に対して、こちらで請願について議論して採択しなければいけないのかなというふうな気持ちを持っております。ただ、出された以上、質疑して自分たちの考え方を述べなければいけないというふうに思っておりますから、1点目、まず中松前市長が、いつだったか忘れましたが、記者会見のときに、再選したとしても誘致はしませんということを明言されました。そのときに、市としてどういう動きだったのかというのを聞きたいと思っております。中松前市長が道に、直接知事にお話に行かれておりますので、当選しても誘致しないと述べた後、どのような対応をしていたのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○産業港湾部長

そのあたりの経過は私がよく承知しておりますので、私から説明させていただきたいと思えます。

中松前市長が3月30日の記者会見で、仮に2期目の任期となった場合には、任期中の誘致活動については行うつもりはありませんということで発言されましたので、それを受けまして、北海道の観光局にまずは一報を入れまして、その後、4月6日に当時の産業港湾部長と一緒に報告に行きまして、観光振興監、国際観光担当局長に、そのようなことだということで伝えたところでございます。

○安齋委員

その伝えた後に、道としては、小樽市のほうで誘致すると言っておいてどうしたのかというのが心情的にあると思えますので、道がどのように回答して、そしてその後、市役所内部がどういうふうに、担当がどうなっているのか、業務としては現在どうなっているのか、そこら辺の経過を伺わせていただきたいと思います。

○産業港湾部長

神観光振興監に報告いたしましたところ、観光振興監は優しい方ですので、わかりましたと言ってくださいました。

それから、その後の市役所内部の担当と業務につきましては、観光振興室が担当しておりますけれども、実際にはそのIRにかかわる業務については、一切行っておりません。

○安齋委員

事実関係等、私も確認できましたので、後ほどこの件については、またいろいろ情報収集してまいりたいと思っておりますが、この2点で終わらせていただきたいと思います。

◎参与の設置について

さて、参与の関係でございますけれども、先ほどから中村誠吾委員が厳しい指摘をされておりましたが、私も初日の予算特別委員会、代表質問等で、参与の設置についての報酬の根拠、非常勤職員による参与の設置についての規則の制定と条例化について、したほうがいいのかということ、そして決裁過程、これについてはおかしということで指摘をさせてきてもらっています。

まず、この報酬について、中村誠吾委員からも御質問がありましたので質問させていただきますが、やはり先ほ

どの質問でも感じたとおり、この30万円の根拠が既に破綻していると思っております。30万円ありきの採用であったというふうに思っております。これは何度答弁を求めても、同じ答弁しかありませんので、私もいろいろ調べさせていただきまして、アドバイザーではございませんが、アドバイスをさせていただきます。

秘書課から、ほかに参与の任用をしているところはどこですかと伺ったところ、盛岡市、金沢市、大阪市、魚沼市、夕張市、この5市について、ほかにもあるのですけれども、事例として聞かせていただきました。いろいろ調べたところ、大阪市については、民間の企業の方を大量に参与として扱って、全然違う状況でございます。盛岡市の特別参与というのは、副市長がスポーツ担当ということで参与をしていると。これもまた違います。そして、魚沼市では雇い方が登庁1回当たり1万円だという形です。そして、夕張市では現市長が東京から出向で来られたときに、東京都のお金で雇われているので、これも違います。

この中で、金沢市がまさしく森井市政と合致するところがございまして。金沢市では、市の重要な施策又は事業について、市長からの相談に応じ、必要な助言を行うため、市政一般について市長に意見をということ。この設置規則をつけているわけですが、その方は現市長の後援会会長でございまして。民間企業の経営者として活躍し、行政分野の仕事にということがございました。これには議会審議でも、ここと同じように、後援会幹部の人間ではないかというような話がありました。さらに、公約をつくった人間をさらに雇うのは、しがらみという言い方はしていませんけれども、何かそういったつながりでやろうとしているのではないかというような議会審議もありましたので、この辺で重なるところもありますし、指摘もたぶんまたそれでもあるかなとは思いますが、私からのアドバイスとしましては、1日1万5,000円の臨床心理士で、それを掛けて今度は30万円のALTの金額に設定したというそのような破綻したおかしな根拠を提示するよりも、この金沢市ではこの参与について30万円支給している、全く合致するので、森井市長のことを思ってアドバイスさせていただきますと、報酬の根拠を金沢市を参考にしたいというふうに答弁を直したほうがよろしいと思っておりますので、御意見を伺います。

#### ○市長

たぶん、ほかの職員どなたも今の質問には答えられないと思うので、金沢市のことも、おっしゃるように、私も確認をしております。ただ、参与の設定というか配置の仕方が、その市であったり、まちによって本当に違いがある、まちまちであるというような状態はおっしゃったとおりでございます。そのこともありまして、それだけ複数さまざまな手だてを打たれている状態の中で、一つだけ抜き出してということもなかなか表現できなかったものですから、申しわけないですけれども、こういう形で、根拠という形の中の枠組みとしては入れずに答弁をさせていただいたというところでございます。

#### ○安齋委員

とすると、大もとの根拠は、金沢市のこともあったけれども、この1市では言えないからALTを使ったというふうに理解してよろしいですか。

もう一度済みません、お手数をおかけしますが、改めて答弁していただきたいと思っております。

#### ○市長

改めてということですので、算出根拠は先ほどから繰り返しになりますけれども、1日1万5,000円を20日で掛けさせていただいたということが、答弁における根拠として皆様にお伝えしたところでございます。

#### ○安齋委員

ではそうすると、この金沢市のことも参考にはしたけれども、根拠の一つにはなるという考えでよろしいということですね。

#### ○市長

この議会において、根拠の一つとしてお話ししたということではございません。

### ○安齋委員

いずれにしても、このAL Tの30万円と、1日1万5,000円がなぜそうなのかというところで、全く根拠になっていないということは、ずっと突っ込まれていくでしょうから、これについては、いつか答弁をたぶん差し替えなければいけない時期は来ると思いますし、このままで大半の議員が納得しない中で、第3回定例会か第4回定例会定かに補正予算が出される、出さなければいけない状況になると思いますけれども、この根拠ではたぶん認められないと思っています。市長として、そのような中でずっとこの根拠のまま雇い続けて、そして補正を出されるおつもりなのか、その点をお聞かせいただきたいと思っています。

### ○市長

小樽市では参与という職務、初めて設置をさせていただくということもありましたので、私なりに、また私からこのような形で採用したいというお話を受け、職員もさまざま情報収集させていただいた中で、皆様に説明させていただいたところでございますけれども、今、お話のあったことも含めて、情報収集がまだまだ足りなかったところもあるのかなど改めて反省をしているところではございます。改めて全国の参与を配置しているところ、また民間等も、小樽市でもおたる水族館で参与を採用しておりますから、それらのことももう一回改めて確認はしたいというふうに思っておりますけれども、私自身、本当はその調べの下で改めて皆様に根拠はということでお話しできればよかったのですが、現時点ではこの情報しか持ち得ていなかったということもあるのかもしれないので、先々においても一度それについては研究させていただき、皆様に納得をいただけるよう努力をしてまいりたいというふうに思います。

### ○安齋委員

後で除雪といいますか、その参与の仕事について、除雪関係も触れさせていただきますけれども、私としては、やはり市長は少し急ぎすぎたというふうに思っております。誰も市長になってすぐ1年目で何か変えられると思っておりません、人事異動も大幅に行い、業務ががたがたになっている、そして、除雪の問題も今までやっていた除雪を変えて、新たに除雪をつける、それでもうまくいかないから、参与をつける、それだと職員もついていけなくなります。ですので、今年1年、私がもし市長だったら、まずうるかして、やれることを、組織・機構だけぐらいを変えて、中身を少し全庁的に仕組みを変えとかして、2年目から除雪体制を少しずつでも変えていく、これが組織を動かす人間のやり方だったなというふうに思っております。やはり強引にやれば強引にやるほどひずみも出てきますし、強引な人事ほど後々後悔することになると思いますので、この点、もうやってしまったことは仕方ありませんが、しっかりその辺を自覚していただいて、この市政をどう動かせるかというのを考えながら、次の補正予算までにその根拠等も考えていって、理解を得られるような形にしてほしいなというふうに思っております。

そこで、やはり私としては、本会議でも質問させていただきましたけれども、私も全部調べたわけではないのですが、参与を設置しているところは、大体、設置規則、そして条例の中で別表をつけたりとかして、議会にも、そして市民にもしっかり説明できるようにしています。

今回、市長は、せつかく市民のために除雪をやろうということで、除雪だけではないアドバイザーですけども、そういう形で任用しているのに、やはりこちらとしては何かひそひそと隠してやっているようにしか感じられません。ですので、改めてこの補正予算を提出する前に、しっかり規則等を制定し、条例で明文化していただきたい、その上で、参与は誰がいいかというのを改めて人選して、任用し直していただきたいというのが私の考えでございますので、市長の見解を伺わせていただきます。

### ○市長

先ほどの金沢市の件においても、私自身も把握していて、規則を設置されているというのも存じております。金沢市のその規則も、全く拘束力のないという表現はおかしな話ですけども、本来であればおっしゃるように条例

化をしてという話の流れの下で取り組まれると思うのですが、金沢市も議会へその規則を事前にとということではなかったというふうに聞いております。つまりは、規則を設置するという公告の下で雇われたという経緯だというふうに私自身は認識をしておりましたけれども、先ほどからお話ししているように、参与の設置の仕方が本当に各市さまざま、ばらばらでございまして、その役割によっても、先ほど大阪市の話もありましたが、異常な数、人数が採用されているようなところもあり、正直、私自身も調べている中で驚いていたところではあったのです。私としては、焦りすぎたというお話がありましたけれども、やはりどこかで私自身、市民の皆様の期待に応えなければならないという思いの中で、でき得れば一日も早くというふうな考え方があったものですから、皆様から拙速だったというお話、御指摘、それはしっかり私としても受け止めなければならないと思っておりますが、今回の囑託員としての採用そのものにおいては、皆様に御理解をいただければと思っております。しかしながら、今おっしゃったように、規則における設置は考えなければならないのではないかとということでございますので、それについては、改めて金沢市はもちろんですけれども、他の事例等も見極めながら、規則の設置に向けて少し検討させていただきたいというふうに思います。

#### ○安齋委員

この間で初めて前向きな答弁をいただきまして、ありがたく思いますけれども、若干、前向きな答弁をいただいたのですが、やはり今の状況はなかなか理解できないということは伝えさせていただきます。ただし、さまざまやり方はありますので、規則制定、私としては最低限、顧問と同じように、条例の中で別表をつけてそこに加える、そこまではぜひやっていかなければいけないというふうに思っております。また、その際に補正予算を提出するという流れにさせていただきたいので、そのことをやらないで補正予算を出されると、私もそこは今まで言ってきたことがあるでしょうということで反対せざるを得ませんので、ぜひ慎重に進めていっていただきたいというふうに思っております。

次ですけれども、参与の部屋の札です。

先ほどから、私が隠している隠しているというように言っていますけれども、参与とそういうふうにしっかり市民の皆さんに御説明できるのであれば、参与の部屋の前の札は既に参与になっているはずなのですが、いまだに紙がかぶったままなのです。これはどう見ても何か、前を通れば、まだ参与と書いていないのかな、まだ隠しているのかなというふうに思わざるを得ません。ですので、これはどうして今まだ紙の状態、紙でも参与と書けるはずなのに、なぜそうしないのか、それについて伺いたいと思います。

#### ○（総務）秘書課長

参与の部屋、席でございまして、当初、場所、デスクの配置ということにつきまして、総務部、企画政策室、建設部等、さまざまな議論がありました。その中で、スペースの問題といたしまして、企画政策室の旧会議室という形で設置をさせていただきました。その中で、各名称等、備品についてなのですが、急遽設置をしている段階でございまして、札に関してもなるべく早くに設置をしたいと思っております。私もそちらへの配慮が足りなかったと思っております。

#### ○安齋委員

札をどうするかかわからないですけれども、紙に書けば二、三秒で終わるはずなので、それはぜひしていただいて、市民も通れば何でもこの部屋だけかぶっていないのだというふうになりますから、ああ、やはり参与を隠しているのかというふうになりますので、ぜひ早急に対応していただいて、私もすぐ入りやすいようにしていただければと思います。

そして、先ほどお話ししましたけれども、決裁のやり方、やはりこの間、資料要求もさせていただいて、かなり決裁のやり方は強引な手法だったというふうに考えざるを得ません。代決というのは、上司がいないときに、確認をとった上で、下の者がこれだけ通したいから代決させてくれというのが本来であるというふうに考えております。

上から下という、市長の決裁がなぜ先なのかということですね。そして、部長が代決していますよね。その点にかなり疑念がありますし、市民にも理解が得られません。さらに、途中で書き加えた点もありましたよね。こんなのはあり得ませんよね。もう一回決裁をし直すか、それか稟議者に連絡して、修正があった旨を各課に判こを押してもらったりとかしますよね。それをぜひ改めていただきたいというのが私の意見です。これについて、御意見をいただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

今、御指摘のあった点でございますけれども、書き加えた点、この点につきまして、その第 1 弾に新設と任用についてという起案がございまして、職員課、人事の担当に嘱託員任用伺という 2 段階で伺いを上げました。その中で、基本的なことではあるのですけれども、当初の任用期間、発令日より 1 年間、ただし再任は妨げないという部分で終わってございました。嘱託員任用伺の中で、基本的な部分で年度をまたぐことができないということで、3 月 31 日という指摘がございまして、その旨、書き加えたというのは、そういう経緯がございまして、委員がおっしゃるとおり、決裁のし直しというのが通常といいますか、正しいやり方ではあるのですけれども、この旨を上司である総務部長、市長に報告をいたしまして、根幹にかかわる部分ではないということの判断をいたしまして、報告をさせていただきます。

（「（それはちょっと厳しいですね）と呼ぶ者あり」）

○安齋委員

酒井隆行議員の一般質問だったかと思いますが、たしかいいこと、悪いこと、市民目線に反しますよね。ぜひ答弁し直していただきたいと思います。

○総務部長

3 月 31 日に訂正したということは、職員の任用、それから嘱託員、臨時職員も含めてですけれども、やはり年度で切るとするのが役所としては当然だという根本的なところを失念していた部分があって、そういうことでありますので、いわゆる当然に 3 月 31 日で切られる内容であると思ってございまして、それはあえてこちらで意図的にとか、別な日を定めたということではないことであるという解釈で、私と市長でそれはそれだと認めたということでございます。

（「決裁し直さないでいいのかという質問」と呼ぶ者あり）

○委員長

決裁のし直しはしませんか。

○総務部長

決裁のし直しについては、今、秘書課長が申しましたとおり、本来であればそういうやり方がよろしいのでしょうか、私が申しましたとおり、この件については、そういう当然な部分での修正であったということで御理解をいただいて、このようにさせていただきたいと思ってございます。

○委員長

今の答弁は、本来であれば決裁をし直すところだったけれども、当然にと解釈をして、これでもいいということですか。

○総務部長

3 月 31 日で切れるということ自体が、私どもの自由でできるということではなく、やはり当然、年度で切るべきものとして制度的になっているものですから、それはその制度に従ったということで御了解いただきたいという意味でございます。

○安齋委員

理由は何度も伺っているのでわかるのですけれども、本来であれば決裁し直すべきものを、大したことがないか

らし直さないのだと。では、その大したことがないというのは、通常、行政の事務手続の中で、あり得るのかと。これ例えばもし何かがあって、役所内の慣習で、いや、それは大したことがないからいいと、決裁し直さなくていいよという、それこそあしき慣習になるのではないですか、森井市長。

(「市民だったらそんなことしないよ。行政から言われるよ市民は」と呼ぶ者あり)

(「余計なことしてって言われますよ。市民は行政から」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○委員長**

答弁できませんか。

**○市長**

安齋委員が御指摘のようなあしき慣習には、私自身もさせたくありませんので、どのような対応ができるか、もう一度検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○安齋委員**

市長、今のは、訂正をするように検討すると。

**○市長**

それも含めて、今、もう一度、実情、内情を確認して、検討させていただきたいと思います。

(発言する者あり)

**○安齋委員**

本来であれば、決裁し直しますという答弁を森井市長からはいただきかったなど、非常に残念だなというふう  
に思っております。

していただけるというふうには私は理解をしまして、次の質問に移ります。

先ほど、中村誠吾委員から御質問があった非常勤職員の勤務時間の関係ですけれども、嘱託員については、時間外勤務ができないと、日々の変更はできない、これは当たり前の話だと、法律上そうなっているということでしたけれども、この議会でいろいろ事情があって一般質問が途中からできなくなった日、何日か忘れてましたが、その日の20時に、私は、自民党と民主党と新風小樽の議員で20時まで、何とか森井市長と共通理解を深められないかということ待っておりました。そのときに、ある職員の方に、市長と会いたいのだという話をしたら、打合せ中だと。誰だと、部長かと言うと、少し言葉を濁したので、やはり参加ですかと聞いたら、そうですということでした。20時に参加と打合せをするのは、これに違反するものと考えますけれども、この事実関係と、これについての認識を伺いたいと思います。

**○委員長**

答弁は。

(「何日でしたっけ」と呼ぶ者あり)

(「25」と呼ぶ者あり)

(「25日です。新風小樽2人やって、その後、共産党がされた後に休憩に入って」と呼ぶ者あり)

(「24だ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○市長**

いつだったのかが、全く把握できなくて、あのときはさまざまな方と話をさせていただき遅くなった記憶はあるのですけれども、その日だったかとか、そういうのは今、把握できていないので、答弁のしようがありません。

**○委員長**

休憩しますか、事実関係の把握、また、認識はどうかということですが。



(「ちょっと参与に聞いてもらえればわかることだと思いますので、お願いします」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 23 分

再開 午後 3 時 43 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

**○市長**

確認をしまいいりました。一般質問のとまった日とおっしゃっていたかと思います。先ほど25日と言ったのですが、24日、中断した後に参与にお会いをしております。明るい時間、恐縮ですが、はっきりとした時間はわからないですけれども、その中断中にお会いさせていただいております。先ほど、夜とおっしゃっていましたが、夜はお会いしていません。

**○安齋委員**

御確認いただきまして、ありがとうございます。

私もそれは現場を見たわけではございませんので、これ以上は言いませんけれども、若干見られていたという方もいらっしゃるし、登退庁名簿には、日曜日にも業務で来られているという記載もあったようです。これについては、今、すぐ調べて見せてくださいというふうにはなかなか議事の進行上できませんので、また改めて質問させていただきますけれども、私が言いたいのは、重要な政策アドバイザーであるならば、やはり時間が決まっている嘱託員として雇うべきではないというふうに考えているところでございます。これを副市長にするとか、どのというのはまた検討課題にはなると思いますけれども、政策アドバイザーですから、政策アドバイザーが帰った後に、何かこれを相談しなければいけないということがあっても、電話でも業務になってしまうわけです。きっと、電話をして業務内容を言っても、市役所ではなくても、それは時間外になってしまいます。そういった問題も出てくるということを先ほど伺っておりますので、ぜひこれは嘱託員としての採用ではないほうが、市長のためにもよろしいのではないかとこのように思っておりますので、たぶん今後もこういったことが問題として出てくると思いますから、先ほど規則、条例うんぬんの部分も検討するという話でしたから、あわせて現時点で政策アドバイザーが嘱託員でいいのかどうかも含めて、市長の見解を求めます。

**○市長**

見解ということだと思いますけれども、今までも説明をさせていただいたように、現状の中でそのような方を採用させていただきたいという思いで、最短で、そして最適な方法がこれだったと私なりに判断しております。皆様から御指摘のあった顧問という役職等も含めて調べさせていただきました。しかしながら、顧問はそれこそ、そうおっしゃっているように、常勤でもなかったという状態だったものですから、一日も早い採用をという枠組みの中では、この嘱託員としての採用が現時点ではベストであったということでございます。

今後においては、この参与の採用というのは初めての形でございますから、皆様からいろいろ御指摘をいただきながら、より活用していただける、そういう流れが、そういう規則等も含めて検討させていただいて、より参与自身が働きやすい環境も含めて考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○安齋委員**

先ほど、私も休憩をとらせてしまったということで、私の質問のやり方も悪かったなという反省はしておりますが、市長はさまざまな方とお会いする機会が多いと思います。今後はそういった部分を配慮した質問の内容を考え

ていきたいというふうには思っておりますけれども、いずれにしても、やはり冒頭申しましたように、急ぎすぎている、そのためにこういったひずみ、問題、そしてミスが出てきています。そして、大幅な人事によって、そんな小さなこともミスするのかということも出てきてしまっていますので、2か月、これから3か月目に入るところですから、より慎重に、そしてもう少し職員の方を信頼して業務に当たっていくべきだというふうに思っております。

その参与の話の流れで、参与の仕事の内容について質問させていただきます。

初日の予算特別委員会の市長答弁で、アドバイスに関して書面で原課に提出しているということでしたので、その内容を見せてほしいということで、資料要求等ではございませんけれども、説明していただきました。ほかの議員、また、理事者の方々には回ってはございませんので、改めてどのようなアドバイスをされているのかというところを、建設部副参事に御答弁いただきたいと思っております。

#### ○建設部片山副参事

参与とどのような打合せを行っているかという御質問でございますけれども、除排雪にかかわります市長公約の実現に向けて、検討を今進めているところでありますが、その検討を進めるに当たっての考え方や方向性についての打合せを行っております。具体的には、除雪出動態勢を15センチメートルから10センチメートルへ、がたがたの道路の解消をすること、除雪拠点の見直し・増設をすること、市民の雪堆積場を造成することなどについて、いろいろな取組の案を提示していただいているところでございます。

#### ○安斎委員

申しわけございませんが、もう少し詳しい打合せをされていると思っておりますので、お話しできる部分でよろしいので、この間、市長等をはじめ、さまざまというところが多く、そのさまざまが何なのか全然見えません。具体ではないので、さまざまでぼやかせるところとぼやかせないところがあるでしょうけれども、具体的なアドバイスがあったはずですので、それについて御答弁いただいて、除雪に関しては、市民の方もかなり注目されています。この1年ですぐできるとは私も思っておりませんし、たぶん市長も段階的にやらなければいけないだろうという認識はあると思っておりますので、それを今、話されたことが全部、次の除雪態勢に影響するとは思っておりませんが、大体市長の公約に向かってどのようなアドバイスがあるのかを具体的に、今伺ったのはただ公約にのっとったことでしかないのです、そのようなことはアドバイザーではなくても私でも言えますから、そうではなく、実際それをやるためにどのようなアドバイスがあるかというのを伺わせていただきたいと思っております。

#### ○建設部片山副参事

もう少し具体的にということでございますけれども、除雪の出動態勢を15センチメートルから10センチメートルにするということに対しましては、除雪の出動の目安としては1種から3種までの区分がございますけれども、具体的には2種の幹線道路ということでございます。

次に、がたがた道路の解消ということにつきましては、主にバス路線を中心にとのことのアドバイスでございます。

除雪拠点の見直しの増設ということにつきましては、降雪があったときに除雪が遅れている地域があるということで、その地域を解消するために、拠点、除雪のステーションですけれども、その増設の見直しをしたらどうであろうかというお話を聞いております。

また、市民の雪堆積場については、公有地が中心でございますけれども、こういう場所で雪堆積場を増設できないだろうかということの案をいただいているところでございます。

#### ○安斎委員

副参事も大変つらい答弁であると重々承知した上で質問させていただきまして、大変恐縮でございますけれども、やはり何度聞いても、市長公約に沿った提言といいますか、要望をお伝えしているだけにしか聞こえません。それ

をやるためにどういうアドバイスがあるかというところが見えないのです。

さらに、今、除雪に関してしかお話ししておりませんが、この参与の職務は行政全般におけるアドバイザーです。市長の答弁を受けて、どのようなアドバイスをされているのですか、書面で提出してくださいと言ったところ、まだ除雪しかないわけです。ほかのアドバイスというのは一体何をされているのか、ただの市長の公約実現のための政策をこうだよと言っている人なのか、それともそれをやるためにはこうしたほうがいいのだと具体的に言っている人なのか、これを明確にさせていただかないと、大変議論の深まりもないと思いますので、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

#### ○市長

まず、副参事からも答弁がありましたけれども、除排雪、ステーション数が、今、六つあるのは御存じかと思います。それを、例えば一つ増やすということで、今いろいろと検討していただいているところですが、現在 6 ステーションある中で遅れが出ているところとかが、実際の現地、現状をさまざま踏まえた上で御提案いただいているところですが、それにおいては、ステーションを一つ増やすだけでもいろいろ再編したりさまざまな動きが出てきます。そのような調整等が多くこれから出てくるものですから、その調整が図られない中で、どのエリアとかどの場所で、どのようにということがなかなか表現できないという意味では、副参事の今の御答弁で大変申しわけないですが、御理解いただければというふうに思っております。

また、今、それ以外というお話でしたけれども、先日も答弁させていただいたかと思うのですが、今、市民の皆様への参画について、特に自治基本条例にのっとってということではございますけれども、その内容に伴うものに対してアドバイス等、また相談等をさせていただいているところでございますし、また、安齋委員からの御指摘のありました入札のオープンという枠組みでございますが、その入札の改革においては、職員配置はさせていただいておりますけれども、それについてもアドバイス等を今いただいているところでございます。

#### ○安齋委員

この間、私も全部見れているわけではございませんけれども、さまざまな市長がやりたいことのために職員配置をしています。私が 4 年間しかまだ経験はしておりませんが、1 期議員をやってきた中で、市長が配置し、そしてやりたいことについて、まだ全然伝わっていないのです。今、答弁を聞いても、配置はしたけれども、今、アドバイスをもらっている状況だということで、それは原課とやっているのではなく、市長とアドバイスをうんぬんをやっていて、原課が、ではどういうふうにやったらいいかというのが、アドバイザーがいなくても細かく指示されないのです。

ですので、しっかりこの部分はこういうふうにやりたいのだけれどもという指示を職員に投げて、そして職員が、いや、これはわからないのだよな、どうしたらいいのかというところをアドバイザーにアドバイスを求むとか、そういったのがたぶん一番筋のいいやり方だと思うのですが、今だと市長とアドバイザーが話をしている、ただ配置はしましたよという状況です。これだとなかなか機能しませんので、その辺は、しっかり動けるように、市長には指示系統をしっかりしていただきたいと思っておりますし、全 2,000 人の職員が動いているところを全部市長が見渡して動けるわけではございませんので、各部各課、そして一人一人の職員に対してしっかり信頼を持って、市長がまず相手を信頼しないと、職員にも信頼してもらえませんから、そういったところをしっかりとやっていただいて、日常業務にも影響が出ないように、市長公約も優先ですけれども、そういったところを配慮して進めていただきたいというのが私の質問の最後のまとめで終わりたいと思います。

見解、よろしくお願いたします。

#### ○市長

御指摘のとおり、除排雪のアドバイス等もさまざまに私自身もいただいておりますけれども、先ほどお話のありました書面等もいただいて、私なりには勉強しているつもりでも、専門用語等もあって、職員から、私のほうでお

伝えさせていただき、やはりどうしてももう少し詳しく聞きたいというようなお話が出てきます。おっしゃるように、そういうアドバイスを受けるとい意味では、直接という考え方も必要だというふうに思っておりまして、今、そのような計らいをしてまいりたいと考えているところですので、何とか対応していきたいと思っております。

また、先ほどは慌てすぎではないかというお話もありましたけれども、少し時間をかけて、初年度の雪からいきなりできるものではないというふうに御指摘をいただきましたが、そのように長期的な目で見えていただいて、私もこのお役目についてからいろいろな課題等も自分なりに見えてきたところもありますから、それを改善させていただきながら、もちろん一日も早くという気持ちは変わらずですけれども、今おっしゃったような職員との交流であったりとか信頼をしてということも含めて、しっかり一日一日対応させていただき、長い目で見ただけなら幸いです。

#### ○安齋委員

逆に、何か市長を、すぐに成果を出せと言っている議員がいたら、それを私が助けたような質問になってしまいましたけれども、4年間ありますので、4年間の中でしっかり市の職員とともに動ける市政を目指して、そして時には信頼をして、全て疑うというわけではなく、これまでもやってきているので、市長がどういうふうに見ているかわかりませんが、その中でしっかり小樽市民のためによりよい政策を打ち出して、一歩ずつ進んでいただきたいと思います。ただし今までの参与の手續上の部分とか、悪いところがあれば私はどんどん質問させていただきますので、それについては御容赦いただきたいというふうに思います。

#### ○委員長

新風小樽の質疑を終結し、自民党に移します。

---

#### ○濱本委員

昨日の続きもありますので、確認も含めて質問させていただきます。

#### ◎市長の経歴について

昨日、市長の経歴、プロフィールも少し質問させていただきました。

確認です。医療シス研に入社されてお仕事をされていた。日本ヘリ共同運用機構の社長もされていた。確認ですが、この二つの会社の親会社というか、グループ会社というか、中核会社はどこですか。

#### ○市長

東日本税理士法人といいます。

#### ○濱本委員

代表者は誰ですか。

#### ○市長

もう皆さんも御存じかと思えますけれども、長隆氏という公認会計士が代表社員でございます。

#### ○濱本委員

それで、この医療シス研も、日本ヘリ共同運用機構も、本社所在地は東京だったと思いますが、間違いありませんか。

#### ○市長

おっしゃるとおり、所在地は東京でございます。

#### ○濱本委員

ということは、医療シス研に在社中、平成19年の5月から21年の9月までは東京にいらっしたのですか。

#### ○市長

いえ、私は、北海道の中で配属ということで仕事をさせていただいておりました。

○濱本委員

日本ヘリ共同運用機構のときは社長ですよ。社長は大体本社にいるはずなのですが、このときはいつまでの期間だったか昨日聞くのを忘れましたけれども、このときは東京在住だったのですか。

○市長

いえ、東京在住ではございません。

○濱本委員

それでは、小樽にいた中で、代表取締役としての仕事は、どのような仕事をされていたのですか。

○市長

先日もお話ししましたが、地方の医師に都市部とのつながりを持たせるためにヘリの運用ができないかということでの枠組みで仕事をさせていただいておりました。

○濱本委員

済みません、少し話がかみ合っていないのだ。私は、代表取締役として、北海道にいてどのような仕事をしていたのですか、会社の経営者としてどのような仕事をしていたのですかという質問をしていたので、その点についてもう一回。

○市長

何か心配されているようではございますけれども、先ほどの長隆氏と共同代表でございますから、東京にいる長隆氏が代表取締役として経営の主体、私自身もちろんかかわっておりましたが、そういう方が東京にいて、私は北海道に配属されて仕事をしていたということでございます。

○濱本委員

そうすると、共同代表だけでも、長隆氏が実質的な社長で、自分は代表取締役という名前はあったけれども、一般的に考えられる代表取締役の職務はしていなかったという理解でいいですか。

○市長

たしか昨日も答弁させていただいたと思いますけれども、一般的に言う雇われ社長だったということでございます。

○濱本委員

済みません、私が申し上げたのは、一般的に代表取締役としての社長の職務というのがあります。雇われ社長でも、一般的な代表取締役の職務というのはあります。共同代表でした、長氏がメインで、私は違いますと言っている。その中で、私が言っているのは、一般的な雇われ社長であろうがそうでなかろうが、一般的な代表取締役の社長としてのお仕事をされているのですかということを確認していたのです。

○市長

どのようにお答えすればいいのかわからない部分はありますけれども、私なりにはその職務を果たさせていただいていたということでございます。

○濱本委員

だから、具体的にどのような職務を果たしていたのですか。普通、代表取締役というと、財務も見なければならぬ、人事もやらなければならぬ、業務も見なければならぬ、そういうことです。そうですね。その中で、メインが長隆氏だと。私は共同代表でと。そういう仕事は一切やっていなかったのか、やっていたのか、その点についてはいかがですか。

○市長

あまり会社の内情をお話しするのも何かと思いますけれども、私は立場としてそのような共同代表という形をとっていますが、社員、スタッフはいませんから、基本的には営業等も含めて全て行っていたということでござい

す。

**○濱本委員**

行っていたということは、自分がやっていたということですか。長代表がやっていたということですか、主語がはっきりしないのですけれども、確認させてください。

**○市長**

基本的には、会社の経営権においては、その代表取締役でもある、共同代表でもございます長隆氏のほうが中心にやっておりました。私は同じ共同代表でありますけれども、どちらかという現場に伴う、その実現に向けて取り組んでいたということでございます。

**○濱本委員**

もうそこまでにしましょう。

次に、昨日聞きましたけれども、プロフィールに書いてありました南樽整形さいとうです。非常勤理事をされていたというお話を聞きました。非常勤理事になられたそもそもの、向こうからたぶんお声がけがあったのでしょうか、理由は何だったのでしょうか。

**○市長**

力をその職場で生かしていただきたいということで、採用していただいたところでございます。

**○濱本委員**

もう少し答弁をきちんとしてもらいたいと思うのです。力を生かしてもらう、市長のどういう力を生かしてもらいたいとかと、そういう理由がきちんとはあるではないですか。そういう御答弁は、非常に誠実な答弁とは私は思わない。例えば、医療シス研に行っていて、いろいろなコンサル業務をやっていました、その経歴を請われて、非常勤の理事になってくださいというふうに言われました、これならわかる。どうしてそういう丁寧な答弁ができないのですか。

**○市長**

私自身の経歴等は当然に南樽整形の医師も御存じでございましたから、私としてはそのように、自分はこういう取組をしてきましたよということは伝えさせていただいております。その中でどのように判断されたかというのは、南樽整形の医師自身の御判断でございますから、私自身がそれについてそこまで承知をしていないということでございます。

**○濱本委員**

普通は考えられないですね。ぜひうちの会社に来てください、そうですね、いや、あなたにはこういうキャリアがあるから、こういう見識があるからと言われて行くものですよ。今の御答弁だと、向こうが勝手に判断したことだから私にはわかりませんという、そのようなことではないというふうに思いますけれども、これ以上言っても仕方ありませんので。

ちなみに、後学のためにお聞かせください。私は民間の企業しか経験がありません。民間の企業の社長をやっていましたけれども。民間の企業にお勤めでしたよね。先ほど、日本への共同運用機構はどうもあまりかかわってはいなかったようですけれども、それでも代表です、共同代表です。医療法人社団のコンサルもしていました。非常勤理事もしていました。民間企業の決算と、医療法人社団の決算と、何か明確な違いというか、わかりやすい違いとかがあったら聞かせてもらえますか。

**○市長**

どのような点についてお聞きになられているのかわかりませんが、病院経営に関しては、基本的にレセプトが中心でございますから、やはりレセプトに伴う対応又は病院等における人事等も他の民間企業と違うようなところがありますので、そういう視点における考え方と、民間企業における経営との違いというのはあるかというふう

は思います。

**○濱本委員**

私は経営の話をしたわけではなくて、決算が民間企業のつくりと医療法人社団のつくりとの違いがあったら、後学のために聞かせてくださいという話をしました。それは、市長のキャリアからいってもたぶん存じ上げている話だろうと思っているから、聞かせてもらっているのです。

**○市長**

私は、民間企業における決算に対しての対応はどちらかというと少なかったもので、明確な違いを言われても、現時点では答弁のしようがありません。

**○濱本委員**

これ以上聞いても仕方がないので、これ以上は聞きません。

一つ危惧をしているのは、自民党の国会議員の中にもいましたけれども、勤務実態のない中での役員報酬、理事報酬をもらっていて問題になった事例があります。市長が当てはまるとは私は言っていません。私は、市長にはそのようなことはこの 8 年間、今までのキャリアのことを考えて、ないとは思いますが、大丈夫ですよ。

**○市長**

大丈夫ですと答えればよろしいのですか。この 8 年間、相当私なりに仕事はしましたし、苦勞もさせていただきました。それに伴う経験も含めて、私なりに積んできたところでございます。その中で、日本ヘリ共同運用機構などにおいては、望んでいた形は必ずしも実現できなかったという状態ではございますが、最近あまり話題になっていないですけれども、ドクタージェットのお話、北海道の中でもあります、その流れの話は、当時私がそのヘリに携わる仕事の流れの中で出始めたことでございます。結果、それは私がかかわった会社では動いてはございませんけれども、そのジェットを所有している会社等がこの北海道内 14 空港を活用し、医療、医師が移動するとか又は緊急性の高い方を移動する手段として取り組みたいということで、その後の動きに結びついているというところでございます。

**○濱本委員**

いや、私が心配しているのは、自民党の国会議員にもそういう事例があったけれども、市長においてはきちんと勤務実態もあって、そういうことはないですよという確認をしたのです。実績の話を開いたわけではないのです。大丈夫ですよ。

**○市長**

ですから、そういう取組に向けて仕事をしっかりさせていただいたということでございます。

**○濱本委員**

**◎副市長人事について**

それでは、次に、人事について確認をしたいと思います。

副市長人事について、これまでもいろいろ質問はあったかと思いますが。5月26日の記者会見で、第2回定例会に提案をしたいという、6月9日の記者会見では、第3回定例会までに提案できるように努力をしたいというところまでしか言えなかったという会見でした。民間の話で言うと、大分申しわけないですが、市長は5月26日に、自分の名前で決済期日をつけて約束手形を振り出したのです。でも、6月9日になったら、決済できませんと。手形をジャンプしたのですよ。それも、これで引き受けてくださいと、決済期日をつけない手形を渡したのです。企業で言ったら、もうこれは信用不安ですよ。今、そういう信用不安を市長そのものが発生させているという状況です。認識はいかがですか。

**○市長**

私自身、その例えが今のこの状況に当てはまるかどうかはわかりませんが、しかしながら次に向けてしつ

かりと皆様に提案できるように努力をしてみたいというふうに思っております。

**○濱本委員**

25分の1の私、議員一人の発言よりは、1分の1の市長の発言は重いのです。だからこそ、手形の話をしたのです。約束手形に記名するのはたった一人です。代表取締役の名前だけです。決済期日を入れて、60日後か、90日後か、それは相手方に渡した以上は間違いなく決済しなければならないのです。市長の発言とはそういうことなのですよ。よくわかりませんが、もとかという言い方は、おかしい。民間企業に勤めていらっやっや、約束手形の存在ももし知らないとすれば、それは民間企業に勤めていたとは言えない。そういうことなのです。私の今の話で理解されましたか。

**○市長**

私自身も、改めてこのお役目につき、言葉一つ一つの大切さを実感しているところでございます。

また、今後においては、期日についてはしっかりと対応できるように、それに対して私自身が発言したということは、おっしゃるように、その日付が大変重要な重みを持っているということも、今の御指摘も含めて自覚をしているところでございます。今後においては、その期日も含めてしっかり慎重に話をさせていただきたいというふうに思っております。

**○濱本委員**

しっかり慎重にはなくて、決済期日もない手形を振り出しているわけですから、早急に決済期日を書き入れてください。お願いします。

**◎人事異動について**

次に、このたびの6月1日付け、12日付けの人事で、資料要求もさせてもらいましたけれども、少し腑に落ちないのがあるのですね。6月1日付けで、次長職から次長職へ横滑りした方がいらっやいます。そして、6月12日付けの人事で、次長職から係長職へ動いている。次長職から次長職に動いて、12日付け、中10日で次長職から係長職ですよ。何か違和感を感じるのですが、この点についてはいかがですか、内容はどうなっているのですか。

**○（総務）職員課長**

6月1日付けで次長職から次長職に、いわゆる横滑りの人事にあった方から、降任願というのが出てまいりまして、それを受けまして、6月12日付けで係長職にいわゆる降任ということで人事異動をしたものでございます。

**○濱本委員**

それであれば、普通、このような中10日の話で、6月1日付けで次長職から次長職への横滑りを受けないではないですか。受けなくて、そのまま、6月1日付けの発令のときに載せないで、12日の発令で載せてもいいではないですか。いったんは横滑りを認めたのでしょうか。いつ降任願が出たのですか。

**○（総務）職員課長**

済みません、正確な提出日は今お答えできませんけれども、少なくとも6月1日の発令日以降に本人から降任願が出たものでございます。

**○濱本委員**

6月1日の発令があったということは、5月の末に内示があったわけですよ。そのときには受諾したわけですよ。そういうことになりますよね。ですから、載るわけですよ。受諾したにもかかわらず、何日後かわかりませんが、やはりできませんということになった。どういう理由なのですか。

**○市長**

今のお話をあまり深く掘り下げますと、その方個人のさまざまな経過、経緯等が表に出ざるを得なくなってしまうので、できればこの時点で今のお話については答弁は控えさせていただきたい、そして、どうしてもその理由をお知りになりたいければ、後ほど個別に伝えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。



○濱本委員

どう考えても、不自然感は否めません。確かにプライベートなこともあるかもしれませんが、だけれども、不自然であるという認識だけは、たぶん皆さん共通の認識だと思います。健康上の理由、突然病気になりました、突然けがをしました、それならわかります。でも、そういう状況ではないことだけははっきりしているわけです。御本人のいろいろなこともあるでしょうから、この後はそれ以上は聞かないですけれども、ただ、非常に不自然な感じがするというだけでは申し上げておきます。

ちなみに、小樽市の降任を申し出る制度というのはありますよね。どういう制度ですか、説明してください。

○（総務）職員課長

希望降任制度の実施要綱というのがございまして、職員の職務に対する希望を尊重し、職員個人の意欲と能力に応じた任用を行うことにより、職員の健康保持及び組織の活性化を図ることを目的とするということを、実施要綱の目的としております。

○濱本委員

この要綱に基づいて、希望される方というのは、その希望の受付は365日いつでもいいのですか。

○（総務）職員課長

はい、そのとおりでございます。

○濱本委員

もしデータがあれば示してください。平成26年4月1日から27年3月末まで、降任の希望の届出というのは、把握していたら示してもらいたいと思います。

○（総務）職員課長

平成26年度の中では、1件、降任希望の申出がございました。

○濱本委員

1件申出があった。平成26年度で1件。27年度で言えば、4月1日から今日まででもう2件発生しているということですね。済みません、27年4月1日から今日まで、人事に出ているのは、2件、だからたぶん申出があったのでしょう。4月1日から今日までで申出があった件数はわかりますか。

○（総務）職員課長

今年4月1日から降任希望届の提出があったのは、先ほどの次長職の1件でございます。

先ほどの平成26年度の1件が出てきたというのは、26年度に降任希望届の提出がありまして、27年度の定期異動で降任をされたものです。あと、27年度の先ほどの次長職の降任願というのは、27年度の6月1日以降に、御本人から降任希望届がありまして、6月12日の異動で降任になったものでございます。

○濱本委員

先ほどもありましたけれども、プライバシーのこともあるので、ただ、届出が出た日だけは、後でまた伝えてください。

◎参与について

それから、次に、参与の話でございます。

参与の話で、市長の予算特別委員会での答弁の中で、おたる水族館の参与を例にした答弁があったかと思えます。水族館の参与と小樽市の参与とは名称は一緒ですけれども、全然違うと思うのです。もう一回、どういう文脈でその水族館の参与の名前を出したのか、説明してもらいたいと思います。

○市長

たしか、6月26日の安齋委員からの御質問の中で、話をさせていただいたかと思えます。例示をしたという話はしておりませんけれども、小樽市内でもおたる水族館等に参与という役職がついている業務があるということで話

をさせていただいたかというふうに思います。

**○濱本委員**

何か全然理解できないですね。地方公共団体における参与というのと、水族館は地方公共団体でないですから、株式会社小樽水族館公社ですから、そこに置かれている参与は、名前は一緒でも性格は全然違います。にもかかわらず、おたる水族館の参与と出した意図がよくわからないのですが、もう一回お聞かせ願えますか。

**○市長**

先ほどもお話ししたように、例示として話をしたわけではございませんけれども、参与は自治体間でもさまざまな取組がありますし、また、おたる水族館は小樽市として出資をしている株式会社でございますから、その枠組みにも参与があったので、そのさまざまな種類がある中における一つとして表現をさせていただいたということでございます。

**○濱本委員**

全然違うでしょう。株式会社の中にたまたま参与という名称があるのと、地方公共団体の中に参与があるというのは、背景が全然違うではないですか。株式会社であれば参与を定義するのはいくらでもできますよ。地方公共団体というのは、非常勤の特別職としての参与でしょう。違うのですか。非常勤の嘱託員の参与、小樽市が今言っているのは非常勤の嘱託員としての参与と言っているわけですよ。全然違うではないですか。そこで水族館のことを出してくるというのは、私は認識がどうなのかと思うのですが、もう一回いかがですか。

**○市長**

今おっしゃっているその認識、何を違いにということでお聞きになられているのか私としては受け止められていないので、恐縮ですが、答弁のしようがないような状態でございます。

**○濱本委員**

市長、もしよろしければ、安齋委員の質問に対して水族館という答弁をされた、議会事務局に言えば、そのときの反訳メモで安齋委員がどういう質問をされて、それに対して市長は水族館の名称をどうやって使ったかというのはわかるはずですよ。お調べになったらいかがですか。そのほうがきちんとした答弁ができるのではないですか。

**○市長**

大変恐縮ですが、後ほど確認させていただきたいと思います。

**○委員長**

後ほどということですか。

**○濱本委員**

後ほどとは、基本的に議会というのは、委員会というのは、よほどのことがない限り、その場で答えてもらうというのが大前提ですよ。答えられないときは、先ほどのように休憩をとらなければだめですよ。私は水族館という名称、参与という言葉が市長が間違いなく答弁の中で使いましたよねと、どういう文脈で使ったのかという質問をした。それに対して市長が明確に答えられない、たくさん質問もされているから答えられないかもしれない。そうしたら、調べなければだめでしょう。調べてここで答えなければだめでしょう。それが真摯に議会と向き合うということではないのですか。違いますか。

**○市長**

私といたしましては、安齋委員の御質問のときに、ほかの自治体とか、そういうこととかのお話ではなかったと思うのですが、私自身、小樽市としてはたしか参与というのは初めて採用する取組であったというお話だったかと思いますが、その中で、ただ、市としては初めてだけれども、おたる水族館、いわゆる市の出資している関係団体、会社の中に参与という役職があるということで話をさせていただいたのではなかったかというふうに思います。

○濱本委員

委員長、私の言っている質問、なぜそのときの答弁の中でおたる水族館と言って参与と言ったのか、地方公共団体の中の特別職としての参与、何々市の参与と言うのならわかる。おたる水族館の参与と言ったところが全然理解できないのです。そのことを何回も質問しているのですけれども、明確に答弁がないというふうに私は理解していますが、委員長、どういう御見解ですか、改めて確認させてください。

○委員長

なぜ参与と言ったのかということで、市長は例示ではないと言いながら、安齋委員の質問に対して、自治体のことではないが、市として初めてのことなので、小樽の関係のところの水族館にはそういった役職があると言ったということで、これは例示ではないと言いながら、例示を挙げているように私には聞こえるのですけれども……

(「精査したほうがいい」と呼ぶ者あり)

この辺については市長の答弁は、現在、理解しがたいところがあります。市長、もう一度答弁できますか。

○市長

先ほどの御質問は、安齋委員のときにどのように答弁をされたかというお話だったかと思ったので、そのように答弁をさせていただいたということです。

また、小樽市で参与は特別職としての扱いはしておりませんので、それについても訂正をさせていただきます。

(発言する者あり)

○濱本委員

どうもやはり答弁が、私はその場で、ここにいたわけではありません。ただ、水族館という、水族館の参与という市長の答弁は聞いていました。だから、前後の質問、それから市長が前後のどういう文脈の中で水族館の参与という言葉を使ったのか、説明してくださいと、私は、水族館の参与と地方公共団体の参与は違いますよと、なぜその言葉を使ったのか、説明してくださいという話をしているのです。

○市長

株式会社と自治体における参与が違うというのは、おっしゃるとおりだというふうに思っております。先ほども話をしましたけれども、市として参与というものを形づくるという意味では、初めての取組ではございます。ただ、それが身近な組織、自治体もかかわる組織の中で、参与という位置づけで取り組まれていることがあったということで話をさせていただいたということでございます。

(「説明不足で誤解を与えましたということですので」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

全然よくわかりません。水族館の参与職というのは、では市長はどのような業務をされているというふうに理解してそういう発言をされたのですか。水族館の参与職というのは、理解していなかったら使えないではないですか。どういう理解をされていたのですか。

○市長

参与という職があるという例えの下で話をさせていただきました。

(発言する者あり)

○濱本委員

いや、大変残念です。市長が予算特別委員会の中で、水族館の参与というふうに言った。では、市長は水族館の参与というものについてどういう認識があるのか、それもきちんとお答えできない、どういう業務をしているということもお答えできない。ただ、水族館に参与というのがあるから使いましたという、そのようにしか聞こえないのですよ。

それで、申しわけないのですけれども、話がかみ合いません。反訳メモをとっていただいて、事実確認を私もし

たいですし、市長もしたほうが良いと思います。安齋委員のどういう質問に対して水族館の参与という言葉を使ったのか、私も外で聞いていただけですから、その言葉を使った意図が、全然今までの答弁の中では理解できません。どうですか、私が休憩と言ってもいいですけれども、とって、きちんと事実を反訳メモで確認をして、その上でもう一度答弁をもらうということにしたいと思いますが、いかがですか、委員長、裁いてください。

**○委員長**

精査のため、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 33 分

再開 午後 5 時 38 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

**○市長**

安齋委員の御質問にお答えしたときの答弁を改めて確認させていただきました。このまま読むということではないですけれども、私自身このときにおいては、先ほどの話もさせていただきましたが、小樽市として参与という役職は初めての出来事ではありますけれども、皆様が毎年決算等で見えらっしゃるおたる水族館には既に参与という職があるということで、このような身近なところにも参与の職というものがあることを皆様に改めて御確認いただくために話をさせていただいたということでございます。

**○濱本委員**

私も反訳メモを見せてもらいました。今の市長の答弁でもあるように、どうも参与という職の設置根拠的な部分で水族館の名前を出している。また、その前段の中で、安齋委員の質問の中に、30万円の根拠もある、月額報酬の根拠も含めてこの中で答弁されているのだろうなというふうに私は認識しています。しかしながら、休憩前の質問の中でも申し上げましたけれども、水族館は株式会社で、その中に参与という職があるのと、小樽市に参与という職を設置する、また、その根拠というか、その月額報酬の根拠としての水族館の参与という言葉は適切ではないと思います。将来にわたって会議録に残るわけです。そういう意味では適切でない例示をしたとしか私は思いません。

市長、削除するか、何らかのこれは不適切だということの認識はあるのかないか、もし認識がないのであればいいですけれども、不適切だという認識があるのであれば削除するか、そういう方法をとったほうがいいのか、どうですか。

**○市長**

本日もこれだけ濱本委員とやりとりさせてもらっていますから、いきなり削除というのは難しいかと思いますが、この安齋委員に対しての答弁には、そういう考え方で話をさせていただきました。このときの答弁でもお話ししたように、私自身、結果的におたる水族館の参与における業務内容や給与、その他もろもろはしっかりと確認できなかったのです。ですから、参考にはできないと思ひまして、議会の答弁等では、その根拠としての話をすることはしておりません。ただ、これも繰り返しになりますが、先ほど株式会社と地方自治体は違うと、それはそのとおりだと思います。しかしながら、皆さんも御存じのように、おたる水族館は51パーセントを小樽市で出資しており、一般的に言う第三セクターと呼ばれている公共に近い組織でございます。その中において現参与がなぜ配置され、どのような職務で、どのような専門性を持っているのか、私は残念ながら把握はしておりませんが、やはりその参与という職がおたる水族館の中に配置されているということに関しては、私なりに確認はさせていただいたところでございます。

答弁の繰り返しになりますが、私自身は、今回、小樽市役所において参与を設置したというのは、あくま

で政策アドバイザーとして設置をさせていただいたところでございますが、水族館そのものを参考にさせていただいてはおりませんが、初めての取組ということもありまして、皆様にそのようなこともあるということで伝えさせていただいたということでございます。

**○濱本委員**

はっきり言って、そのような答弁では誠意のある答弁だと思えません。三セクの中に設置されている参与が、小樽市に初めて制度として設置される参与と、どこに近似値、似ている場所があるのですか。何の設置根拠にもならないではないですか。金額の話だって、何の設置根拠にもならないではないですか。ならないものを答弁されたのですよ。それをそのままにしますということの理解でいいのですか。

**○市長**

私は近似値があるという話はしてはおりませんが、答弁についてはこのままで結構でございます。

**○濱本委員**

普通、適切でない論拠、根拠を提示したことが判明した場合には、後で訂正をかけるというのが筋です。かつて議会の中で発言があって、ある団体の認識を話しました。でも、それはその団体の存在、定義とはずれていることが後で判明して、閉会になってしまったので、次の議会において訂正がなされました。会議録に残るようにしました。間違いなく例示として水族館の名前も必要なければ、水族館に参与が設置してあるのも、ここの質問の中では何も必要ないわけですよ。必要のないものを出している、それは事実誤認ではないですか。事実誤認しているものを会議録に残しておいていいのですか。

**○市長**

事実誤認をしているという認識を持ち合わせておりません。

**○濱本委員**

もう非常に残念です。例示としてこうやって言葉になって出てきているものを、最後まで私は正しいのだ、このことを出していることが何の矛盾もないのだと言い張る姿は、市民の皆さんにとってみても、森井市長らしくないというふうに私は思います。これ以上ここの部分でやっても仕方がないので、これはまた別な機会に、今定例会の中でさせていただきます。

それから、昨日の話ですが、具体的に参与をもう任命したわけですよ。昨日、私は参与が後援会の中でどういう役にありますかと聞いたときに、市長は御存じないと。いつからお知り合いですか、議員の時代からですよ。後援会の活動はいつからお手伝いになったのですか、よくわかりませんということでした。

今日、参与にお会いしましたか。

**○市長**

本日、お会いしました。

**○濱本委員**

会って、昨日、委員会の中でそういう質問があったというお話はされましたか。

**○市長**

委員会のお話、いや、仕事に携わるお話をさせていただいております。

**○濱本委員**

わかりました。私は、てっきり昨日の委員会の中で私の質問で答えられなかったということ、参与にお会いしたのであれば確認したのかなと思いましたが、確認はしていないということですね。

**○市長**

あくまで仕事における対話でございます。

○濱本委員

それでは、別な観点から、別な部分を聞きましょう。森井秀明後援会のほかの役員の方の役職と名前を存じ上げている方はいらっしゃいますか。

○市長

私の後援会の会長は土屋会長、そして幹事長は荒木幹事長でございます。

○濱本委員

そうですか、新聞報道によれば、提参与は幹事長代行で、幹事長の下にいらっしゃる方です。その方を、役職も、存じ上げていなかったということですね。

○市長

提参与のことは存じ上げております。役職のことは存じ上げておりませんでした。

○濱本委員

別なことも聞きましょう。

市長は、参与が民間企業で貴重な経験をされている、自分の政策実現のためにそれは非常に重要な要素だというふうに答弁されていますが、市長は参与が司工業の中でどのような仕事をしているどの点を評価してそのような答弁になったのか、それをお聞かせください。

○市長

民間における仕事の業務内容は、私はそこまで承知はしておりません。

○濱本委員

おかしいではないですか。普通は民間企業での貴重な経験があるので、自分としては参与に任用したい、その民間企業で経験しているのは司工業にしかないわけですよ。その中の仕事ぶりがわかりませんという答弁はないのではないですか、おかしいのではないですか、どうですか。

○市長

お話があるように建設業でありますから、それに伴う業種はさまざまありますので、その辺を一つ一つまでは把握していないということでございます。

○濱本委員

申しわけないけれども、全然話がかみ合っていないですね。司工業の中で、例えば民間企業の中で管理者としていろいろな仕事をしていましたと言うならわかりますよ。総務の仕事をしていましたとか、営業畑を歩いていました、その渉外能力を買いましたとか、何かあるのではないですか。何にもない中で、ただ民間企業に勤めていたから、だから採用しますなどという話には、貴重な経験をしました、貴重な経験といたら、具体的にあるわけですよ。ないのにもかかわらず、貴重な経験をしましたからと言うだけでは、それは全然具体の答弁になっていないのではないですか。おかしくはないですか。

○市長

建設に携わることににおいても取り組まれていたと聞いておりますし、営業関係も行ってた、また、除排雪に関してもかかわっていたという話は聞いております。

○濱本委員

済みません、もうやめますけれども、こちらから投げかけないとそういう答弁ができないということはおかしいですか。ずれていませんか。先ほどのことにも通じるのです。南樽整形の非常勤理事として採用されました。どういう市長の資質、能力、見識が評価をされて採用されたのですか、わかりません。今、提参与を採用するに当たって、民間の貴重な経験を有しているのと、ずっと言ってきました。では、具体的に何ですか、最初は何も答えない、水を向けたら何か答えている、何で最初から答えないのですか。私は非常に不誠実だと思う。答える能力

がないとは言わないですよ。当然あるでしょう。なぜ最初から答えないのですか。それを誠実と言わないのでしょうか。

もう一つ言います。確認をします。司工業は小樽市の指名業者になっていますか。

**○財政部長**

指名業者になってございます。

**○濱本委員**

退職をして、すぐ指名業者に就職をされた参与です。普通であれば、よくあるのは、やはり市役所を退職された方が市役所の入札に参加をする企業にはなかなか就職をしないというのが、私は一つの公務員の倫理観だと思います。それは市長とは違う認識かもしれないですけども、私はそういう認識を持っています。それなのにもかかわらずと言おうか、そういうところに入社をしました、退職をしました、参与になります、どうも不自然な感を否めません。制度のことでいろいろあります。これは総務常任委員会でも言えますので、最後に確認させてください。財政部長と総務部長、第3回定例会できちんとした参与のための補正予算、それから参与のための規則なり条例改正なり、きちんとした、裏口入学ではなく正面玄関からきちんとする、そういう手だてをとりますか。

**○総務部長**

私からは、条例ないし規則化についてお答えいたしたいと思います。

これにつきましては、先ほど市長が申しましたとおり、そういったことも含めて検討してまいりたいということですので、その答弁に今の時点ではとどめさせていただきたいと思います。

**○財政部長**

財政部といたしましては、あくまでも原部からの予算要求があって、その中身を精査した上で予算をつくるという役目ですので、あくまでも原部からの予算要求があった時点で検討するというふうになってございます。

**○濱本委員**

原部からの予算要求がなくても、今、流用の状態ですよ。財政部としては、それが適切な状態かどうかと判断する責任もあるのではないですか。原部がやっていることは、全て私たちは関係ないのですと、原部でやっていることだから関係ないのですと。もう少し正規のやり方がありますよね。促すということもできるのではないですか、できないのですか。

**○財政部長**

現時点では流用ということで、一応予算措置されていることになってございますので、その後に補正するかどうか、これはあと原部と協議した中で決定するということになってございます。

(「予算措置でないですよ、流用だよ」と呼ぶ者あり)

流用自体も予算措置の一つだというふうに考えてございます。

(「参与のために予算措置したってことなる」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○委員長**

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

**○秋元委員**

**◎参与の決裁について**

初めに、先ほど来の各委員と市長とのやりとりを聞いていまして、一つ非常に不信感を募らせた言葉があります。それは安齋委員が資料要求した起案の決裁の書類、ここに訂正されて加筆をされたというお話を、先ほどされていて、市長はあしき慣習とならないようにというお話をされておりましたが、これがあしき慣習ということは、

悪いことを市長自身が認めているということになるのではないですか、どうですか。

**○市長**

先ほど秘書課長からお話がありましたように、このような対応でできるだろうかというお話を受け、私も総務部長と相談し、おっしゃるようにもう一度決裁するということは、今改めて感じたところではございますけれども、そのときはこういうような対応でも大丈夫であるというふうには受け止めたというところでございます。

(「そうではない、そういうことを聞いているのではないのですよ。あしき慣習ということは、悪いと認めているということではないのですかということ」と呼ぶ者あり)

ですので、今後にこのようなことのないように改善策を検討していくということで……

(「そうではない、そんなことを聞いて……、委員長、ちゃんとかみ合った答弁をするように言ってくださいよ」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

あしき慣習ということは、市長自身が悪かったと、悪いということを認めたことになるのではないですかという質問です。

**○市長**

これ自体を私自身があしき慣習というふうには認めていたわけではございません。

(「御自分で先ほど言われたのですよ。委員長、ちょっと頼みます、全然……」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

市長の答弁で、あしき慣習と市長みずからおっしゃっています。

**○市長**

今、御指摘をいただいて、こういう瑕疵があったということで、それを改善していきたいという思いを話させていただいたところでございます。

(「悪いことだったということを認めているのですね」と呼ぶ者あり)

**○市長**

先ほど話したように、あしき慣習とならないように改善をしていきたいという話をさせていただきました。

**○秋元委員**

あしきということは、悪いということですよ。あしきというのは、悪いということですよ。それを市長が認めたということですよ。そうではないのですか。

**○市長**

あしき慣習として、これそのものを認めたということではないのですけれども、今後においてこういうことが起きないように改善をしたいという話の中で、そのように話をさせていただいたというところでございます。

(「意味がわからない」と呼ぶ者あり)

(「全然聞いていることを答えてもらっていない」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

かみ合った答弁をお願いします。

**○市長**

認めたか認めていないかということですよ。

ですから、先ほど話させてもらったように、これについてそのようなあしきという認識は持ち合わせてはおりませんでしたけれども、そういうような慣習にならないように改善策を含めて検討してまいりたいということで先ほどは答弁をさせていただきました。

(発言する者あり)



○秋元委員

市長、違いますよ。私、昨日から、市長が発する言葉というのは大事ですよという話をしていましたよ。そこで市長があしき慣習とならないようにと聞いたら、誰しも間違っていることを市長が認めて行っていることだというふうに思いますよ。市長、今、その決裁の資料は悪いこと、あしきということではない、このことを言っているのではないと言いましたけれども、では何のことを言っていたのですか。

○市長

私自身、あしき慣習という言葉は、そういう循環にならないようにという意味合いでのあしきという形容詞として使わせていただいたところでございます。

○委員長

今、前提となっている事実があって、そのことが悪いとは市長は認めないのですか。

○市長

このことそのものという意味合いではなく、そういうような慣習が続かないようにという意味合いでの表現で使わせていただいたと思います。

(発言する者あり)

○秋元委員

議論されているものがあるのですよ。この決裁資料について議論されていて、そのことを安齋委員は話をしていましたよ。そのことを市長はあしき慣習とならないようにということは、これは何を指して言ったのですか。この決裁の書類のことを指して言ったのではないのですか。違うのですか。ほかのことを指して言われたのですか。

○市長

私自身の言葉の使い方、言葉足らずだったのかもしれませんが。私自身はこれそのもののことを表現したわけではなくて、そういうふうな、今あったような、皆様から御指摘いただいた瑕疵だと思われるようなこと、そういうことが続かないようにという意味合いで使わせていただいたということでございます。

(発言する者あり)

○秋元委員

そういう答弁が続くのであれば、これは質問できないのですよ。市長は昨日も私の質問の最後に、御指摘いただければ一つ一つ改善できるように努力してまいりますと言われましたよね。でも、昨日の業務妨害という文言すら削除も訂正もできないのに、ほかの議員が真剣に議論して、先ほど濱本委員も言われていましたけれども、そういう間違った言葉の削除も訂正もできないのであれば、議会の中で一切議論にならないのですよね。どうですか。

○市長

今後においても、より丁寧に対応ができるように、私なりに一生懸命取り組みたいというふうに思います。

○秋元委員

何を聞いてもそういう答弁であれば、私は、一般質問でも、市長に対して信頼感を失っているという話をさせてもらいましたけれども、要するにそういう市長の態度が不信感を招く一つなのです。ほかの議員も含めて、みんなが、今回の参与の件もおたるドリームビーチの件も真剣に議論しているのに、そのような答弁で全くかみ合わないことを答えられても、どこでどうやって話をしているのか、議論しているのか、全くわからないのですが、必ずその最後には丁寧に対応しますとか、丁寧に答弁しますと言っていますけれども、これだけほかの議員からもかみ合わないと言われていきますよ。市長、どう思いますか。

○市長

私自身このお役目につきましたから、ついた日から責任を背負い、取り組まなければならない、その気持ちは強く感じております。しかしながら、就任して2か月、先ほど安齋委員からも御指摘がありましたけれども、そんな

に慌てずに、一つ一つできないところは改善しながら、前を向いて公約の実現に向けてというようなお話をいただきました。この2か月で、そういう意味では至らないところ又は職員に対しても含めて行き届かないところが多々あったかと思います。それらが、今、反省として振り返って、今後においてそうならないように、私としても前を向いて一つ一つ取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

**○秋元委員**

そもそも、議会中ですから、まず議会に対してという言葉もぜひお願いしたかったのですが、市長、今、座っていらっしゃる理事者の方も、私たちの質問に対して、皆さん真剣に答えていただいていますよ。やはりその中の議論だと思うのですよね。

先ほどの話に戻りますけれども、市長が今回の起案の書類のこの加筆された部分、こういうことがこれからも行われないようにと言われていましたが、ということはやはりこの今回の加筆については、正しくはなかったということではないのですよね。

**○市長**

おっしゃるように、本来の流れとは違う形であったというふうに認識をしております。

(「正しかったか正しくなかったか」と呼ぶ者あり)

不適切な場面もあったのではないかというふうに思っております。

**○秋元委員**

不適切と言いましたけれども、行政が行うこういう公文書において、不適切であれば適切なものにしなければならないのではないですか。市長、行政のトップとして、そんなことを簡単に言ってしまっているのですか。不適切な部分があったけれどもこのままいくということを、理事者の皆さんの前でそのような話をされてしまって大丈夫なのですか。

**○市長**

先ほども答弁しましたがけれども、それを改善するためにしっかりと検討していきたいということで話をさせていただきました。

**○秋元委員**

市長みずから、それをわかっているというところが問題だということを言っているのです。何で間違っている、通常ではない、適切ではないことを市長がみずから行うのですか。この理由を聞かせてください。

市長が決裁されていることですよ、これ。市長の参与のことですよ。市長の発案の参与のことを言っているのですよ。

委員長、しっかりと説明させてください。

**○委員長**

市長、かみ合った答弁をお願いします。

**○市長**

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、やはりしっかりと適切に対応できるように、今までそれに御指摘されたことに対して改善を図るよう取り組んでまいりたいと思いますし、先ほど安齋委員にも答弁させていただきましたが、これも含めて改善、今後どのようにできるのかを検討させていただきたいということでございます。

**○秋元委員**

そういうことでもなくて、市長みずから不適切だと言っていることを、なぜそのまま続けていかなければならないのですか。正規の手順で進めただけならば、何の問題もないのに、不適切なことをなぜそのまま続けようとするのか、今日はマスコミの方も来られていますけれども、市長みずから、今、不適切だと自分で言ったのですよ。先ほど、たしか総務部長も通常ではないというお話をされていました。なぜそんなことをされるのか、どうしても

納得がいかないのですけれども、その辺はどうか。

**○市長**

改めてお話ししますけれども、これについても、正規の手順をどのように変えられるのか、今まだ私自身把握できておりませんので、それを確認し、検討し、正規な手順に変えられるのかどうか、判断をしてから取り組みたいというふうに思っております。

(「総務部長、では正規な手順を教えてください」と呼ぶ者あり)

**○総務部長**

起案等につきまして、正規な手順ということになりますと、下から上に向かって決裁をしていく、その上で訂正などしなくてもいいようなきちんとした形のもを起案をしていく、それを回して市長まで決裁をとるということになろうかと思えます。

**○秋元委員**

今の答え、総務部長に言っていたので、その手順を踏んでいただければいいのではないかなと思うのですが、いかがですか。

**○市長**

その点についても確認させていただいて、そのように取り計らえるよう取り組んでまいりたいと思えます。

**○秋元委員**

確認というのはどなたに確認されるのですか。

**○総務部長**

もう一度、私ども総務部全体で協議をしたいというふうに思えます。

**○秋元委員**

全体で協議をされるというのは、何の協議をするのですか。要するに起案のこの手続が間違っていたということですよ。

**○総務部長**

新たに起案を取り直すというときに、日付等がどうなるのかということもございますし、これから新たに本当になると、この期日からしか有効ではないということになるとすれば、参与の今まで仕事をしてきたことは一体どうなるのだろうか、そういうこともいろいろあるかと思えますので、その辺も配慮しながら検討すべきかというふうには思っております。

**○秋元委員**

ですから、ほかの委員の方も皆さんおっしゃっているように、やはり正規な手続を踏まないで急いで行った結果、このようなことになってしまっているのですよね。だから、ほかの委員の方からも、この参与については、報酬も全て含めて疑義があるということで質問があるわけですよ。ですから、市長にも先ほど言わせていただきましたけれども、正規な手順を踏んで、ましてや新しく設置される参与であれば、もう一度手続を踏むのであれば規則もしっかりつくって、報酬の根拠もしっかり示せるように準備をして、提案されて起案されてはどうかというふうに思うのですが、この辺はいかがですか。

**○市長**

何度も答弁の繰り返しのような状況になってしまうかもしれませんが、私といたしましては、一日も早く採用させていただき、すぐにその政策と公約の実現に向けた取組に結びつけていきたいという思いもありましたので、このような方法をとらせていただいたということでございます。

先ほども話させていただきましたが、さまざまな手法、方法を検討させていただきましたけれども、現時点で即採用するためという意味合いでは、こういう方法がベストであろうということで、職員の方々からもアドバイス

をいただき、また一日も早くという思いでは、職員に対しても、私はどうやら安齋委員がおっしゃるようにせかした部分もあるのかもしれませんが。そういう意味では、このような状況になっているのかもしれませんがけれども、まずはこの状態で私としては仕事をさせていただき、その中で今お話ししたような変更等ができるのであれば、それは対応してまいりたいと思っております。

**○秋元委員**

そもそもの出発点が、やはり不適切というお話をされている、なぜという話を先ほどしたのですが、それを市長が認めているのになぜこのまま続けようとするのかというのは、どうしてもわかりません。先ほどもいろいろと考えるというなお話もされたと思うのですがけれども、まずはそちらの手続を先に進めるべきなのではないですか。市長がみずから不適切であったと、総務部長が通常な手続でなかったと言っているのに、このまま続けられるほうがおかしな話なのではないかというふうに思いますので、まずしっかり一日も早くこれに取り組んでいただきたいと、今の参与の状況がどういう状況かわからないですが、まずは手続からしっかりと踏んでいただきたいと思っておりますけれども、もう一度この答弁をいただきます。

**○市長**

もしかしたら私自身踏まえたお話を勘違いしていたのかもしれませんが、その対応をしっかりやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○秋元委員**

**◎職員の任用について**

次に、職員の任用について伺いたいと思っております。

まず、地方公務員の任用の法的な基準、法律上どのようになっているのか、説明していただけますか。

**○（総務）職員課長**

地方公務員法第15条に規定されておりまして、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」と定められております。

**○秋元委員**

そこで、任用なのですからけれども、この任用には管理職も含まれますか。また、昇任も含まれるのか、その辺はいかがですか。

**○（総務）職員課長**

管理職などへの昇任も含まれると認識しております。

**○秋元委員**

そこで、任用の方法なのですからけれども、地方公務員法でどのような方法が位置づけられているのか、また、これまで小樽市として管理職の昇任につきましてはどのように行ってきたのか伺います。

**○（総務）職員課長**

先ほども少し話したのですけれども、地方公務員法の第15条で、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとされておりまして、各部局からの内申書に基づきまして、勤務成績その他の能力の実証により行ってまいりました。それで、昇任につきましては、本市では選考により昇任をさせてきたものでございます。

**○秋元委員**

それは地方公務員法の第17条ですね。そこにかかわる部分で、小樽市としては競争試験と選考があるけれども、選考で行ってきたということだと思います。それで、選考で行ってきたということで、地方公務員法の第15条で、先ほど伺いましたけれども、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとされていますが、小樽市ではこれまで何に基づいて行ってきたのか伺いたいと思っております。

○（総務）職員課長

職員の人事異動につきましては、人事異動の内申書という定めた様式がございまして、それを各部局に配りまして、提出を受けております。

○秋元委員

そこで、今日、資料要求をしております、人事異動の件数と人事異動の通常の流れということで伺いました。今、一部伺ったのですが、この人事異動作業の流れと上の表につきまして、説明していただけますか。

○（総務）職員課長

まず、人事異動の基本的な流れですけれども、最初に各部局からの異動の内申の提出を受けます。その後、総務部内で内申を基に異動案を作成いたします。その後、異動案を市長、副市長に提示いたしまして調整を行うこととなります。調整が調いました後、異動の起案を作成いたしまして、決裁後、発令という形となります。

また、今回の人事異動の件数につきましては、部長職が12件でありまして、簡単な表だったのですけれども、内訳を説明いたしますと、12件のうち部長職から部長職へのいわゆる横滑りというのが9件ございました。その横滑りのときには、部長がこれを書くものですから、自分の異動の内申というのは通常書かないということで、バーを引いております。今回、部長職に昇任したのが3件ございました。そのうち1件の昇任内申があったものでございます。

次長職につきましては、全部で21件ありました。内訳といたしましては、次長職から次長職への横滑りが14件でしたけれども、実際に横滑りの内申があったのが3件、課長職から次長職へ昇任されたのが7件、その7件のうち昇任内申があったものはございませんでした。

課長職につきましては、全部で39件ありましたけれども、課長職から課長職への異動が23件、そのうち横滑りの内申があったのが5件、係長職から課長職に昇任したのが16件でございました。そのうち昇任内申があったのが3件でございました。

○秋元委員

それで、確認させていただきたいのですが、市長の5月28日の記者会見の中でも、市長が就任する前から人事案は出ていたと、内申も含めて精査されていたものでしたが、その案では次長職、課長職における女性の昇任がゼロでありました、今回、私の行った人事では、女性の管理職への登用数がゼロから見ると格段に増えていますので確認してほしいと思いますというふうにコメントされておまして、そこで市長が就任する前に上がっていた人事案で昇任させなかった方の人数、また、内申も含めて精査された案を採用されなかったこの理由について伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

まず、部長職への昇任内申があったけれども、今回、昇任しなかった人数は5人でございます。

次長職への昇任内申がありましたけれども昇任しなかった人数は、9人でございます。

課長職への昇任内申がありましたけれども昇任しなかった人数につきましては、20人でございます。

○秋元委員

その内申も含めて精査された案を採用しなかった理由は。

○市長

人事案をいただきまして、私なりに整理をさせていただきました。先ほどおっしゃっていただきましたけれども、女性の昇任、その他さまざまな適材適所という言葉で皆様にはお知らせをしておりますが、そのお役目として力を発揮していただけるだろうという思いも含めて、昇任させようと思った方々がもちろんいらっしゃいましたので、その分、配置した分、昇任できなかった方がいらっしゃったということでございます。

### ○秋元委員

そこで、5月28日の記者会見でも、市長は職員の皆さんは大変優秀だと思っています、ただ、人事ですから必ずしも万全ということではありませんので、混乱などについては多少は起きるかもしれませんというふうに言われていますけれども、この万全でないで混乱が起きるかもしれないという、この意味というのはどういう意味なのか。

### ○市長

私も、この人事を考えるに当たって、さまざまな方々と話をさせていただきました。その方々の中で、やはり人事というのは大変難しいものだと御指摘をいただいたり、万全に行うことは難しいものだよということを受けて、そういう思いを持っていたものですから、そのような表現をさせていただいたということでございます。

### ○秋元委員

そこで、非常に感じるのは、やはり市長みずから、いろいろと精査されて昇任させた方々に対して、万全ではないと市長自身が言うてしまうのは、職員の方々に非常に失礼な話だと市長は思わないのですか。

### ○市長

おっしゃるとおりだと思います。それについて削除すべきだということであれば、考えなければならないというふうに思います。

### ○秋元委員

本当に優秀な職員の方がたくさんいらっしゃいまして、一生懸命働く中で、自分たちが昇任したときに、その任命権者である市長に万全ではないと言われてしまったら、もう身もふたもないですよ。一生懸命働こうとしている方々に対して大変失礼だと思いますので、そこは削除なりしていただきたいというふうに思います。

就任後1か月で記者会見をされて、人事の話をされました。その中で、職員の勤務成績、その他の能力を実証できたのかという疑問がありまして、先ほど地方公務員法の第15条について伺いました。その中で、この職員の任用は受験・勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないというふうになっています。先ほど内申のない方の人数も伺いましたけれども、勤務成績その他を含めてこの能力というのは、市長はどのように実証されたのでしょうか。

### ○市長

話させていただいたように、大変難しいところでございます。今、持っておりますけれども、内申でございます。内申も確認をいたしました。管理職によって書き方がばらばらでございます。1文、2文で終わっている方もいらっしゃいます。その中で情報を全て把握し、対応したいと思っても、実質、現在の今までの手法でも行き届いていなかったというのが、私の実感でございます。ですので、これ自体もその実証に基づいてというレベルに至っているかどうかは、私自身はまだ何とも把握できていないところではございますが、今後において、より実証に基づく対応ができるように、現在、人事評価を何とか実施していこうと、内申という枠組みだけではなく、新たな評価をできないだろうか、今、内部で検討していただいているところでございますので、今まで話させてもらったように、本当に人事は難しいので、より多くの情報を得て、そしてふだんの職員の皆様の勤務状況も私自身がしっかり向き合えるように、人数は多数いますけれども、でき得限りの努力をして、来年以降においては、御指摘のような実証に基づく流れ、そして、より万全な人事を行えるように取り組んでまいりたいと思っております。

### ○秋元委員

いや、私はどのような形で実証をされたのかというお話を伺ったのですが、実証されていないということではなかったかと思えます。昇任した職員の方の中には、市長が直接お会いしていないという方もいらっしゃいますよね。その方たちの実証というのは、市長はどのようにされましたか。

### ○市長

先ほど万全ではなかったというお話がありましたけれども、同じ記者会見の中で話をさせていただいたように、全て行き届かなかったと。見きれませんでしたということもあわせて伝えさせていただいております。そういう意味合いでの万全ではなかったという意味合いでもございますし、全ての職員、一般職員も含めて私自身が直接触れることはできませんでしたので、人事においてはそこまで行き届くことは、私自身としてはなかったです。その分、人事評価を職員課でも一生懸命やっただけでございますから、その中で連携をしながら対応させていただいたということでございます。

### ○秋元委員

市長も最初に聞いていたと思うのですが、実はこの地方公務員法第15条の中で、先ほども話をさせていただきましたけれども、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」となっています。実証に基づいて行わなければならないのですよ。でも、市長は実証されていないというお話をされたのですが、これは地方公務員法の第15条に抵触する可能性というのはないのでしょうか。

### ○市長

もし今年度のその人事が抵触するとするならば、私自身が内申を確認している状況を考えますと、今までずっと抵触しているという状況になりかねないと逆に私は心配をいたします。その実証に基づくという範囲がどの範囲に及ぶのか、私としてははっきり見えてこないところではございますけれども、現内申だけだとそこまでは行き届いていないと私自身は感じておりますので、このたびはこれも含めて参考にはさせていただきましたが、より御指摘のあるような実証に基づく、もちろんこの第15条ののっとなって取り組んでいきたいと、私自身もこれから取り組んでまいりたいというふうに思っております。

### ○秋元委員

違うのです、そういうことを聞いているのではなく、今の森井市長が行った人事は、地方公務員法の第15条に抵触していないですかということを伺っているのです。前がどうだとかこうだとかということではないのです。

### ○市長

私自身は、抵触をしているとは思っておりません。

(「その根拠はどのようなところに」と呼ぶ者あり)

ですから、こちらのほうに基づいて人事をさせていただいたので、抵触はしていないと思っております。

### ○秋元委員

いや、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないというふうにされていて、市長は実証されていないと言いましたよね。先ほど実証されていないと言ったではないですか。内申等のない人がいますよね。その方々の実証をされていない、実証できないですよ。書類とか、そういうものに基づいて行わなければならないのですよ。それを行っていないのに、なぜ、法のどこを基に抵触していないというふうに言われるのですか。

### ○市長

御質問と私の答弁のずれがあったのかもしれませんが、私自身、今年度もさまざまな、これらも含めて参考にさせていただいた上で、人事に取り組ませていただいておりますから、抵触はしていないと思っております。先ほどお話ししたのは、まだまだこれも資料としては未熟な部分があるだろうと私自身は確認をさせていただいたところなので、より実証できるような環境を整えてまいりたいという思いで答弁をさせていただきました。

(「委員長ちょっと違います。聞いていることと違うのですよね」と呼ぶ者あり)

### ○委員長

能力の実証は、内申によって行われる、内申がない人事異動については、能力の実証がないのではないかと、そ

ういう質問です。

(「実証がされていないのですから」と呼ぶ者あり)

**○市長**

内申書そのものは、それぞれの、御存じのように、原部として昇任をするべきだということも含めて、管理職の方々が判断をされているかと思えますけれども、先ほど話させていただいたように、私自身、女性等も含めて、これらはもちろん確認させていただいた中で、この方にこのお役目、お仕事が適任であろうというふうに、これらの資料にのっとって取り組ませていただいておりますので、その実証に基づく取組で人事を行わせていただいたと私は認識をしております。

**○秋元委員**

違うのではないですか。先ほど資料をもらいましたけれども、内申のない方の人数まで出ているのですよ。内申のない方の人数も出ているのですよ、これ。今回の市長が行った人事の中で内申がなかった、昇任の内申がない方の人数が出ていますよ。これまでは内申に基づいて実証してきたのでしょうか。内申がないのに、どうやって、何に基づいて行ってきたのですか。職員課長、答えてもらってもいいですか。

**○委員長**

職員課長、答えられますか。

(発言する者あり)

(「調整したほうがいいのではないか」と呼ぶ者あり)

(「さくっと休憩したほうがいいのでは」と呼ぶ者あり)

答弁できませんか。

**○市長**

こちら、地方公務員法第15条に書かれているとおり、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないと書いてありますので、それにのっとって取り組ませていただいたのです。それに対して昇任です、昇任ではないですという文言が、先ほど数字でお話をされておりますけれども、それだけではない全ての勤務成績等を含めて判断されるものだというふうに思っておりますので、抵触はしないと思っております。

**○秋元委員**

では、そのほかの資料というのは、どういう資料なのですか。私は、今回、通常の人事異動の作業の流れも伺いました。通常で言えば、昇任内申も含めて内申書を基に人事異動の判断をしてきたのですよね。ところが、それに反して、今回はそういうやり方をとっていない、そうですよね。そういうやり方をとっていないのですよね。昇任の内申のない方がたくさんいらっしゃるのですから、これは通常どおりではないのですよ。わかりますか。

(「法律にのっとっていないよ」と呼ぶ者あり)

**○市長**

今までも、実際にこの内申の方と必ずしも一致をしない昇任というのは存在していたと思うのですけれども……

(「思うのではだめだよ」と呼ぶ者あり)

それについては改めて確認させていただきますが、私自身はまず人事案をこの流れのとおりさせていただいて、その上で状況を確認し、人事をさせていただいたということでございます。

**○委員長**

これは地方公務員法に抵触するかしらないかという重大な問題ですので、思うとかでは答弁にならないと思います。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

安斎委員。



○安齋委員

こういう形であいまいな答弁をしてしまうと、法律の関係もありますから、ぜひ答弁調整を、休憩をとってしていただかないと、このままではきちんと進まないと思いますので、私から休憩をお願いしたいのですが、検討をお願いします。

○委員長

答弁調整のため、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 6 時36分

再開 午後 9 時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。